

第3期大鰐町地域福祉計画

(令和6年度～令和10年度)

青森県 大鰐町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画策定の根拠と位置づけ	3
3 SDGsの達成に向けたまちづくりの推進.....	6
4 計画の期間.....	6
5 計画の策定プロセス	7
第2章 本町の概要と地域福祉を取り巻く環境.....	8
1 大鰐町の概要	8
2 統計データ	9
第3章 前計画の振り返りと計画課題.....	33
1 前計画の施策の実施状況	33
2 計画の重点課題	38
第4章 計画の基本的な考え方	40
1 計画の基本理念	40
2 基本目標及び施策体系	41
第5章 施策の展開	44
基本目標1 住民参画の推進と担い手の育成	44
基本目標2 地域で必要な支援を受けられる環境の整備	47
基本目標3 地域生活の安全・安心を支える環境づくりの強化	56
基本目標4 地域福祉を支える町の体制強化	61
第6章 成年後見制度利用促進基本計画(第二期大鰐町成年後見制度利用促進基本計画)	65
1 計画の策定にあたって.....	65
2 成年後見制度利用に関する現状.....	66
3 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方.....	70
4 計画の策定により目指す姿.....	71
第7章 大鰐町再犯防止推進計画	75
1 計画策定の趣旨	75
2 青森県・大鰐町における犯罪発生状況等	77
3 基本方針.....	79
4 具体的な取組	79
5 計画の評価と進行管理.....	82
第8章 地域福祉の実現に向けて.....	83
1 計画の推進体制の強化・充実	83
2 点検及び評価体制	84
資料編	85
1 大鰐町地域福祉計画策定委員会設置要綱	85

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国においては、世界に類のない速度で少子化及び高齢化が進行しており、生活様式の変化等も相まって、一人暮らし高齢者の増加や核家族化といった家族形態が変化し、また、地域住民同士のつながりが希薄化し、地域社会や家族を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況のなか、子どもの貧困や生活困窮、孤独死、消費者被害などといった様々な社会課題や生活課題が取り上げられるようになった上、自殺、児童や高齢者、障がい者に対する虐待、ひきこもり等といった複合的な課題への対応が必要となっています。

福祉に関連する法律も頻繁に改正されていることから、社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、母子保健法、児童福祉法、生活困窮者自立支援法等の改正等を踏まえた地域福祉を推進していくことが求められています。

また、近年においては、地震や集中豪雨等の大規模な自然災害が多発しており、普段の暮らしのなかでも他人を思いやり、地域における人と人とのつながりを大切にす社会を構築し、誰もが安心して暮らしていくことのできる大鰐町(以下「本町」という。)の実現を図っていく必要があります。

地域福祉とは、地域住民や福祉サービス事業者、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人、行政等の多様な主体が、協力し合い、ソフト・ハード両面の地域資源を最大限に活かしつつ、地域住民の暮らしの質の向上に資する活動を展開し、誰もが、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す取組を行っていくことです。

本町では、これまでも分野別の福祉施策を関係課、関係機関等と連携し、各種地域福祉施策の推進に努めてきており、現在では高齢になっても誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するための一体的な支援の仕組みである「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んでいます。「地域包括ケアシステム」の構築には、個別支援の充実とこれを支える地域づくりを同時に進めることが求められ、多様な担い手による多様なサービスが提供されるための体制づくりが必要です。本町に暮らす住民と地域の様々な団体、事業者、行政等が協力し、地域で支える「地域包括ケアシステム」を推進するとともに、地域づくりの活動を一体的に推進し、課題を解決していく「地域福祉」の活動を引き続き進めていく必要があります。

また、厚生労働省が提唱する「『我が事・丸ごと』地域共生社会¹」を実現するためには、地域に暮らす人々が状況に応じて「支えられる側」、「支える側」の両方となり、相互に助け合うことのできるまちをつくっていく必要があります。

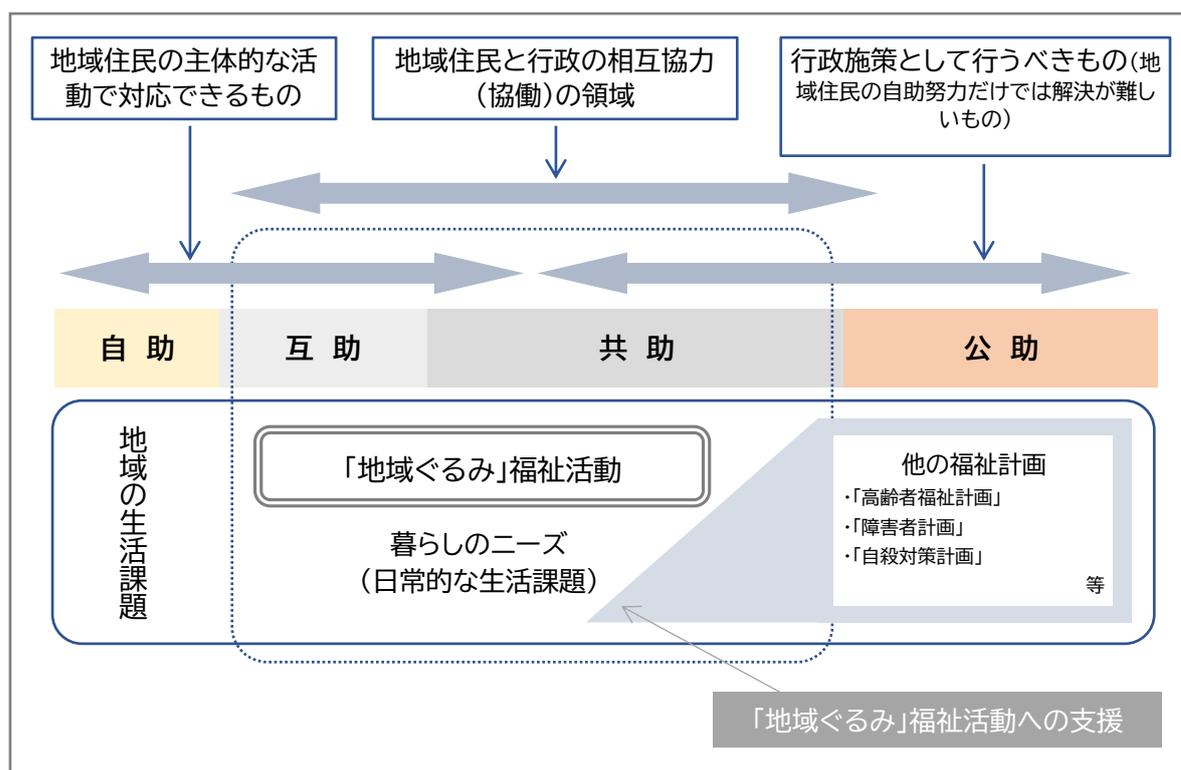
本町を取り巻く現状を踏まえつつ、「福祉のまちづくり」を一層進めていくため、「第3期大鰐町地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

◦地域福祉とは◦

地域福祉とは

それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方を指します。

◦自助・互助・共助・公助の関係性◦



¹ 公的な福祉サービスに頼るのではなく、地域に暮らす人たちが共に支え合い、課題を解決していく地域社会のこと。地域への関心を高めた住民と縦割りをなくした行政が一緒になって地域で孤立した人々を支えていくことが求められる。

2 計画策定の根拠と位置づけ

(1)法令等の根拠

本計画は社会福祉法第107条の規定に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画(市町村地域福祉計画)」として策定するものであり、本町の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めます。

また、本計画は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に定める「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」の内容と「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」の内容を含むものです。さらに、地域福祉計画と成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画の3計画を一体的に策定することによって、より効果的な施策の展開を図ることとします。

併せて、重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、事業計画は本計画に包含し、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら包括的支援体制の構築のために福祉分野の部門別計画と連携しながら「属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくり」を実施し、誰一人取り残さない施策に取り組めます。

□社会福祉法(抜粋)□

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

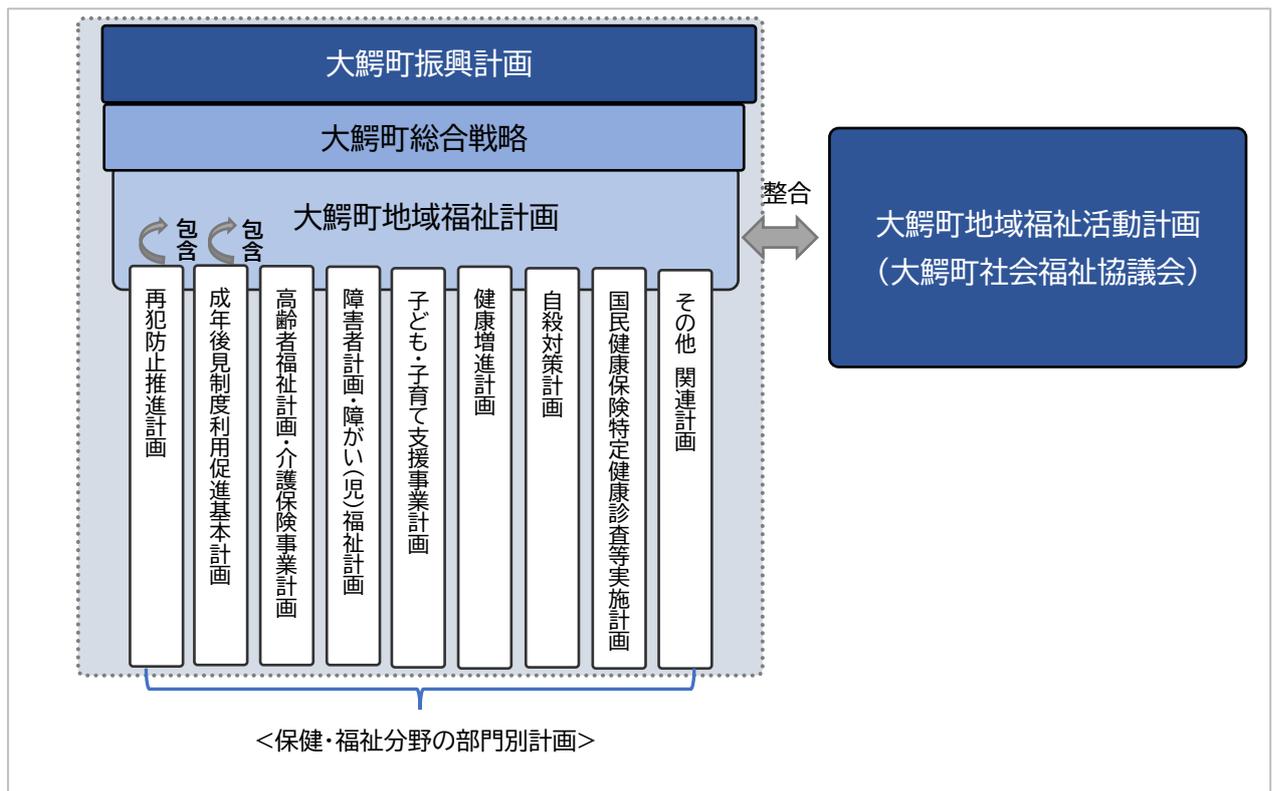
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2)他計画との関連

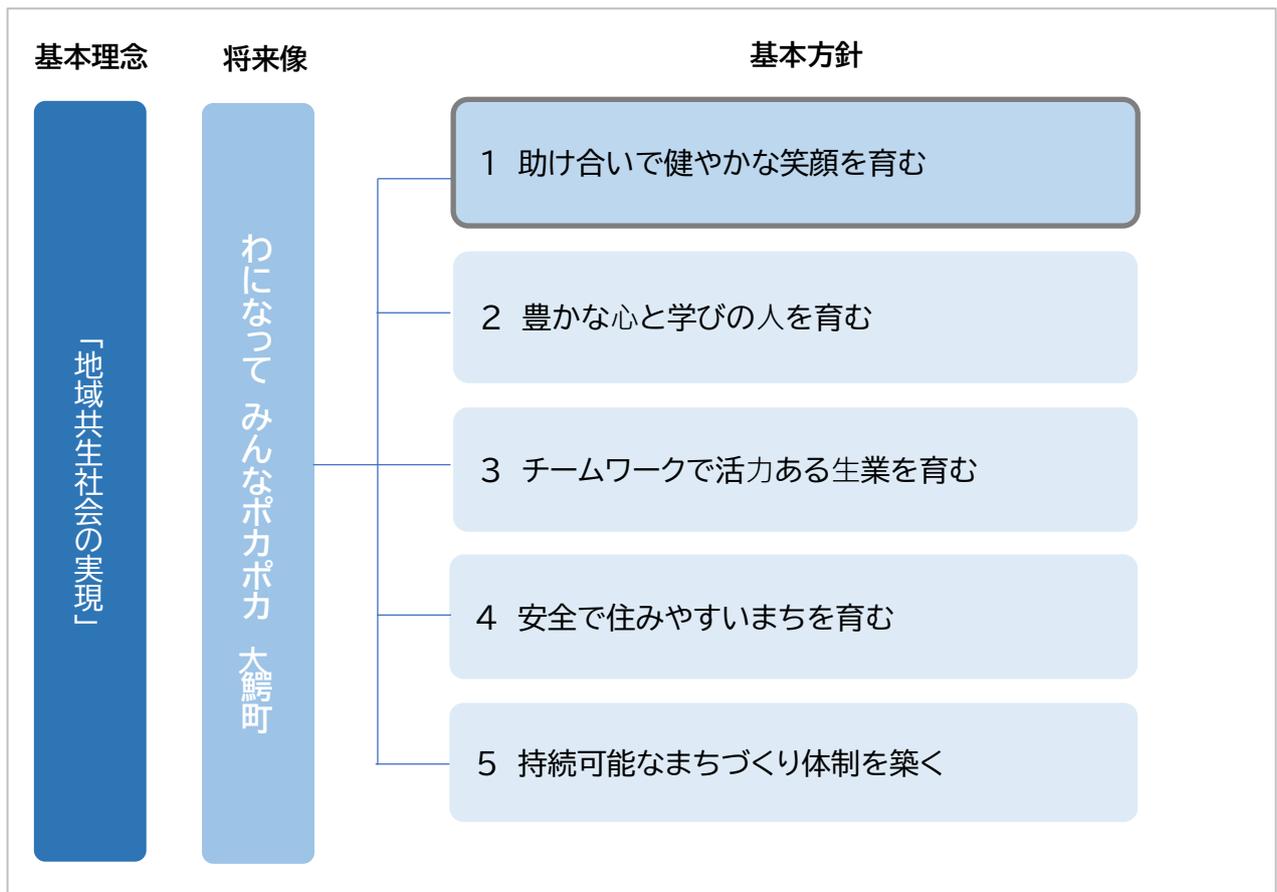
本計画は大鰐町振興計画を上位計画とする計画であり、福祉分野における部門別計画の上位計画として位置づけられるものです。福祉(子ども・子育て、高齢者福祉、障がい者福祉等)に関する既存の計画における基本的な考え方や理念等を相互に関連づけるとともに、各計画の地域福祉に関する関連施策の実現に向けて、基本方針と施策展開の方向性を明らかにしています。

なお、大鰐町社会福祉協議会が策定する「大鰐町地域福祉活動計画」は、地域住民と社会福祉の活動及び事業の推進を目的とする団体等とともに、地域福祉の推進に取り組むための活動計画です。社会福祉協議会が、地域福祉推進の中心的な役割・機能を果たしていくために、地域を支える各種団体と協働しつつ、これからの福祉のまちづくりに向けた具体的な活動を明確にするための計画です。

◁他計画との関連▷



□第6次大鰐町振興計画における施策体系(抜粋)□



将来像「わになって みんなポカポカ 大鰐町」を実現するために必要な取組の柱です。基本方針の実現が、将来像の実現につながるため、基本方針に沿って施策・取組を推進していくことになります。「みんなポカポカ」するような「地域共生社会の実現」に向かい、各分野・部門でどのような状態を目指していくのか明らかにします。

3 SDGsの達成に向けたまちづくりの推進

SDGsとは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、平成27(2015)年9月に開催された国連サミットにおいて採択された行動計画により示された先進国を含む国際社会全体の開発目標です。令和12(2030)年を期限とする包括的な17の目標と169のターゲットにより構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組む内容となっています。

「SDGs」



4 計画の期間

今回策定する本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて随時見直しを行うものとします。

「計画の期間」

年度	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15
計画	第3期大鰐町地域福祉計画（本計画）					次期大鰐町地域福祉計画				

5 計画の策定プロセス

本計画の策定にあたっては、現状を把握するため、一般町民及び関係団体等を対象にアンケート調査を実施するとともに、策定段階からの積極的な地域福祉の担い手の意見聴取を行うため、策定委員会での協議・検討を行いました。

(1)大鰐町地域福祉計画策定委員会による検討

地域福祉計画は、本町行政組織の幅広い部門に関連するため、有識者、社会福祉団体等の代表、関係行政機関の職員等から構成される「大鰐町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について協議するとともに、その提言を計画に反映させています。

(2)アンケート調査の実施

地域福祉に関する課題やニーズを把握するため、一般町民及び関係団体等を対象に「大鰐町地域福祉に関するアンケート」を実施しました。

(3)パブリックコメントの実施

町民参画の一環として、計画案を町ホームページに掲載し、パブリックコメントを実施しました。

第2章 本町の概要と地域福祉を取り巻く環境

1 大鰐町の概要

青森県南津軽郡に位置する本町は、東西20.5km、南北16.4km、面積163.43km²で、県都青森市から約50kmに位置し、南は秋田県、北は弘前市、北及び南東は平川市に接しています。本町の南部は奥羽山脈の北端にあたり、標高954mの西股山を最高峰とする分水嶺があり、北部は津軽平野に向かって徐々に低くなっており、総じて起伏の多い地形条件下にあります。地域を流れる三ツ目内川及び虹貝川は、平行して北流し平川と合流しており、これらの流域には農耕地等が広がっています。

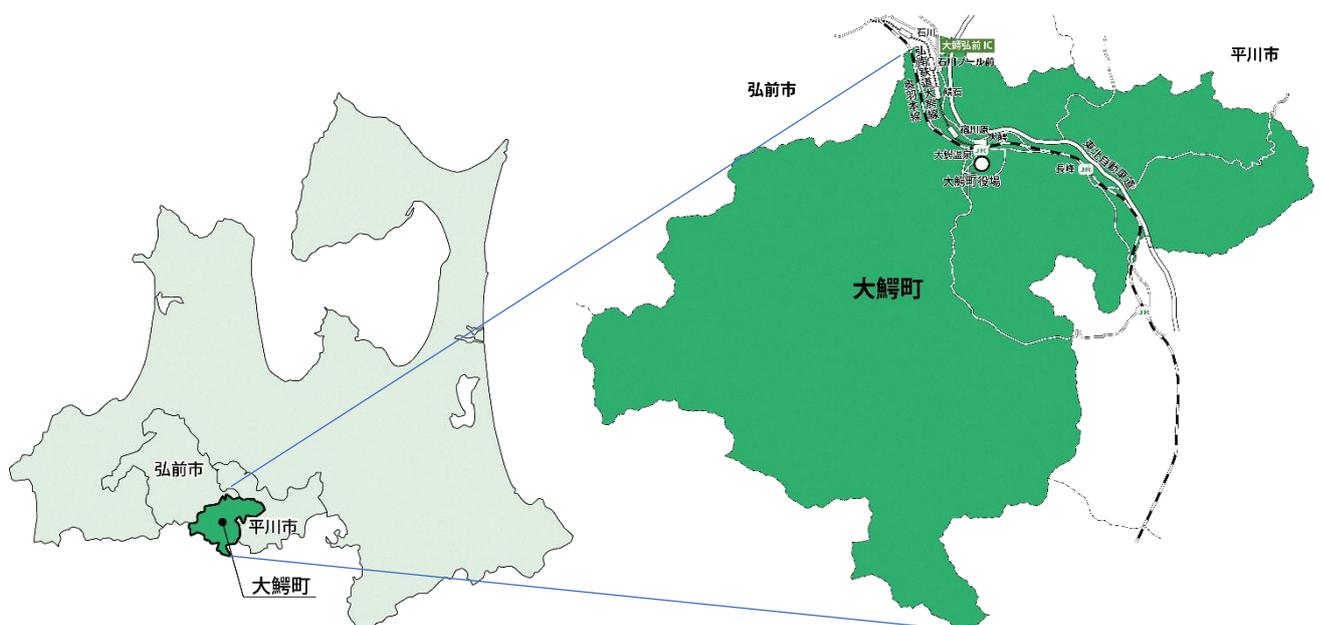
気象については、日本海型気候に属するものの、三方を山に囲まれていることから盆地上の内陸性気候の特性を示し、寒暖の差が大きく、積雪寒冷地帯に属しています。

本町は、800年以上の歴史を誇る津軽最古の大鰐温泉を擁し、かつては津軽の奥座敷として多くの湯治客で賑わいをみせました。

また、全国的にもいち早くスキー場開発が行われるなど、歴史ある国内有数のスキー場として、全国レベルのスキー大会が開催されています。

本町の産業は、りんごと米を主とした農業が中心(第1次産業)ですが、産業構造を就業人口割合でみると、令和2年国勢調査で、第1次産業が21.9%、第2次産業が19.3%、第3次産業が58.8%で、昭和35年(第1次産業59.2%、第2次産業8.3%、第3次産業32.5%)と比較すると、第1次産業が低下した一方、第2次産業及び第3次産業の比重が高まっています。

大鰐町の位置図



2 統計データ

(1)人口の推移

国勢調査による本町の総人口は、減少傾向で推移しており、年齢3区分で見ると、年少人口と生産年齢人口が一貫して減少するなか、これまで増加傾向で推移していた高齢者人口も減少局面となっています。

年齢3区分別人口割合をみると、年少人口割合及び生産年齢人口割合は減少している一方で、高齢者人口割合が増加しており、令和5年において44.7%と、高齢化が進行しています。

〓総人口と年齢3区分別人口の推移〓

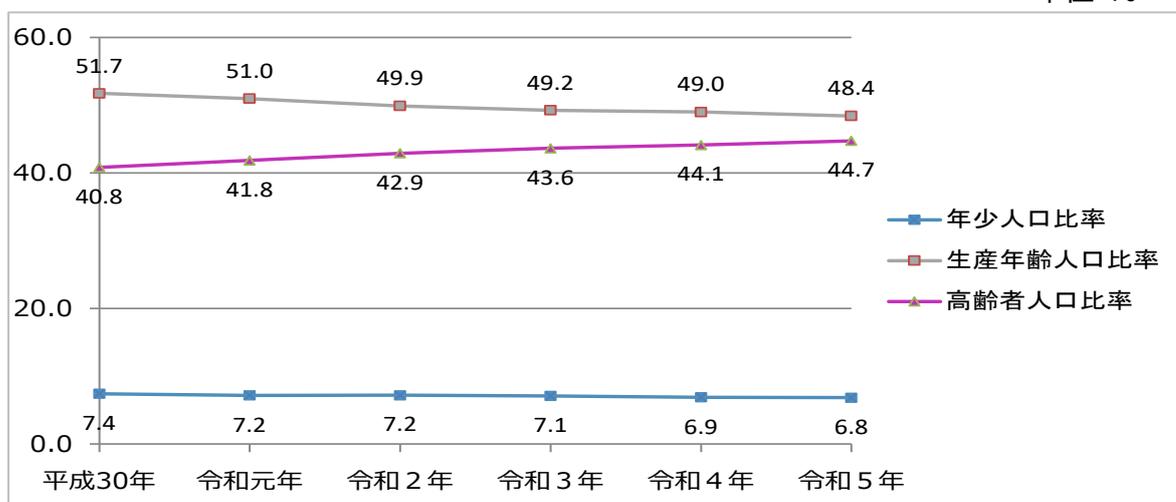
単位:人



(資料):住民基本台帳(各年4月1日)

〓年齢3区分別人口割合の推移〓

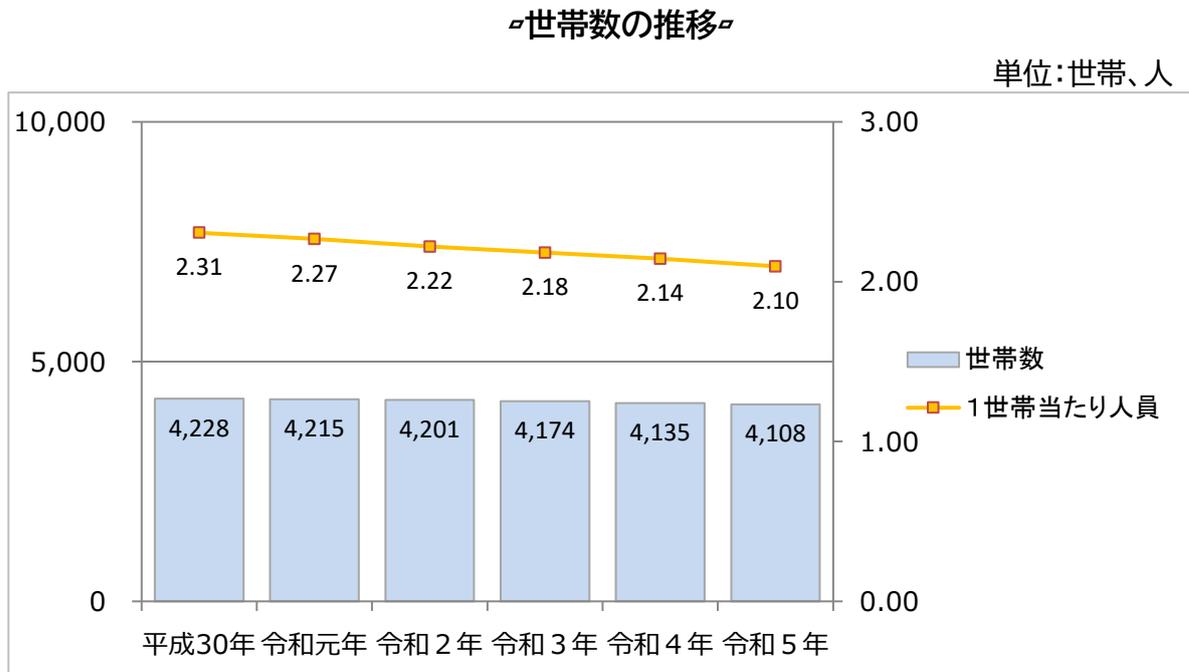
単位:%



(資料):住民基本台帳(各年4月1日)※端数処理により100%とならない場合がある

(2)世帯数の推移

世帯数の推移をみると、平成30年の4,228世帯から令和5年には4,108世帯と一貫して減少傾向で推移しています。1世帯当たり人員をみると、平成30年の2.31人から令和5年には2.10人となっており、核家族化が進行していることがうかがえます。



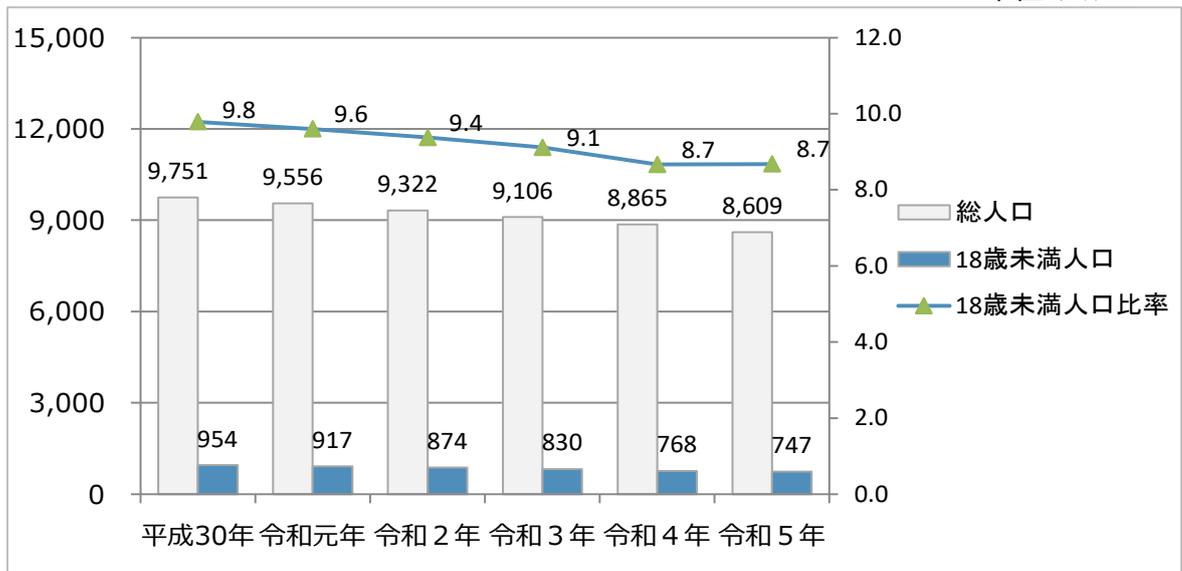
(3)支援を必要とする人の現状

①子ども

本町に居住する18歳未満の人口は減少傾向で推移し、令和5年4月1日現在において747人となっており、全人口のうち8.7%を占めています。

「総人口と子ども(18歳未満)人口、18歳未満人口比率の推移」

単位:人、%



(資料):住民基本台帳(各年4月1日)

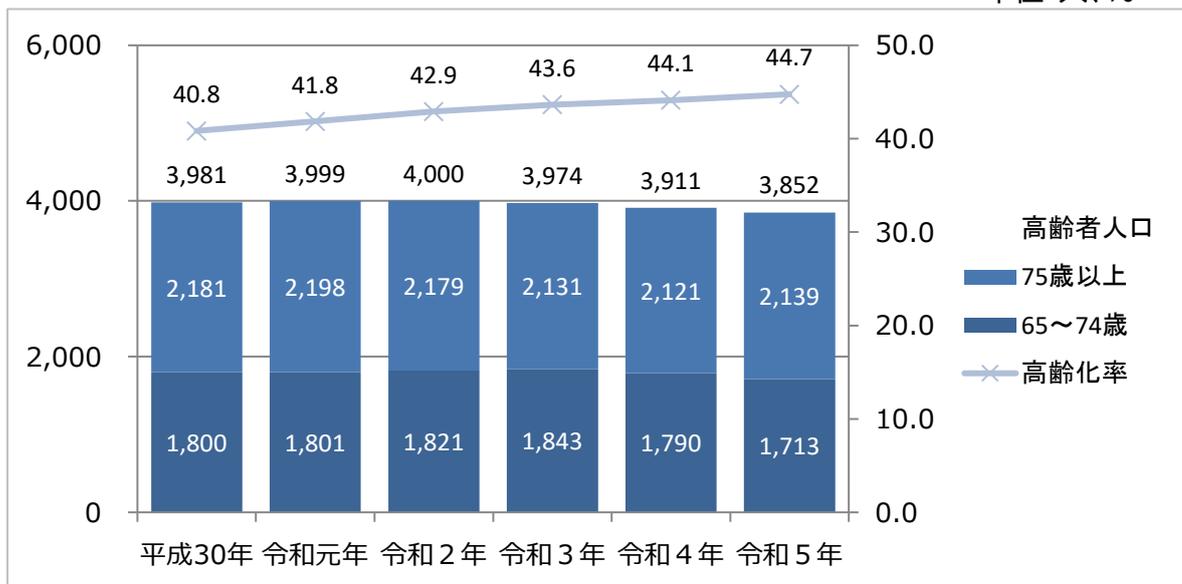
②高齢者

高齢者数の推移をみると、令和2年をピークに減少に転じています。

一方で高齢化率は一貫して増加傾向で推移しており、令和5年4月1日時点で44.7%となっています。

「高齢者人口と高齢化率の推移」

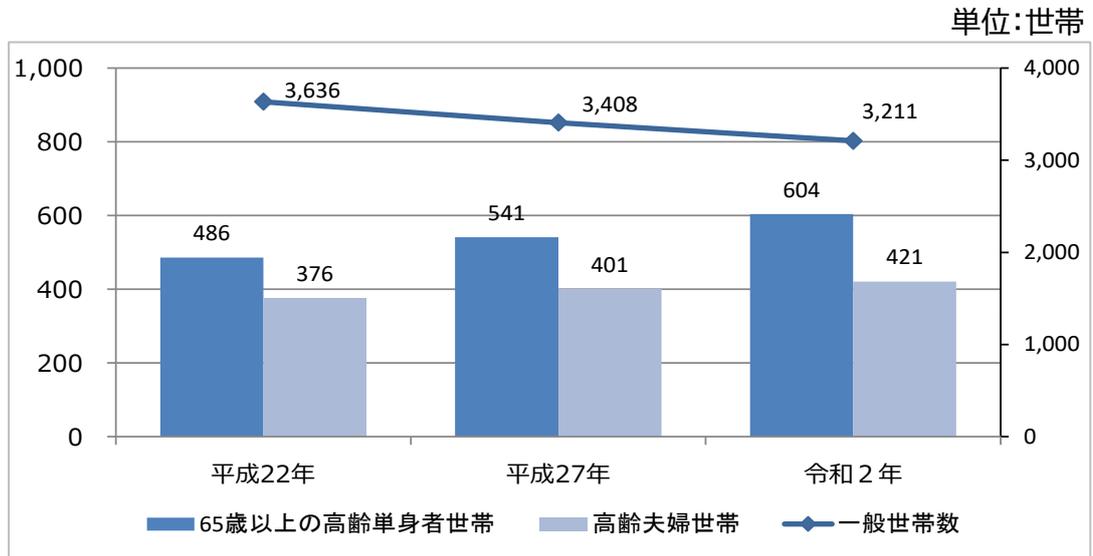
単位:人、%



(資料):住民基本台帳(各年4月1日)

また、高齢者世帯についてみると、「一般世帯数」が人口減少に伴って減少傾向にあるのに対し、「65歳以上の高齢単身者世帯」及び「高齢夫婦世帯」とも増加傾向にあります。高齢単身者世帯、高齢夫婦世帯の増加に伴って、何らかの支援を必要とする人は今後も増加することが見込まれます。

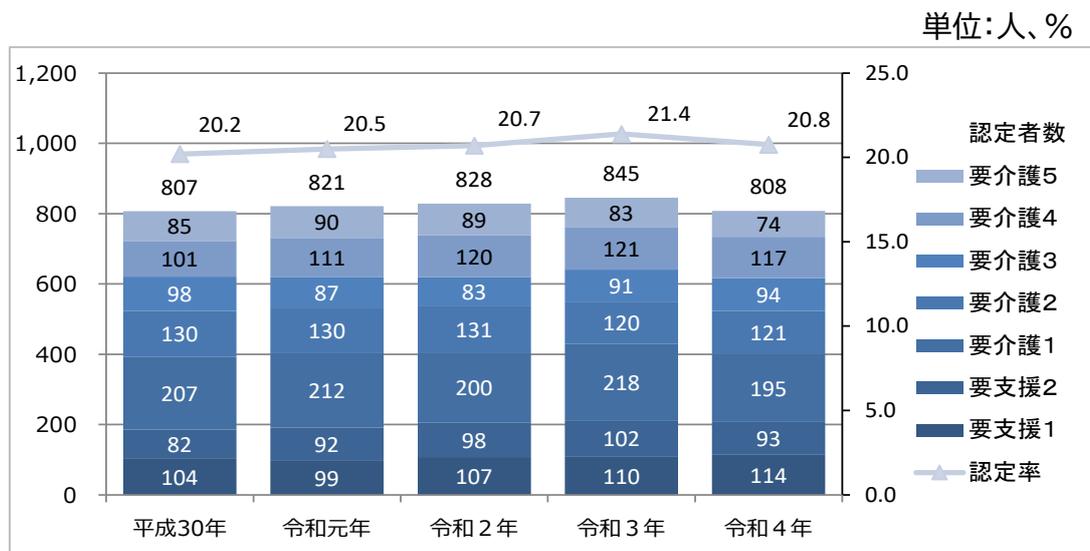
◀高齢者のいる世帯の推移▶



(資料):国勢調査

平成30年から令和4年における要介護(要支援)認定者数についてみると、要介護(要支援)認定者数はそれまでの増加傾向から令和4年には減少に転じています。要介護(要支援)認定者別でみると、「要支援2」と「要介護5」の認定者数の減少が顕著となっています。認定率でも、それまでの増加傾向から令和4年には減少に転じていますが、20%台を維持しており、高止まり傾向にあります。

◀要介護(要支援)認定者数の推移▶



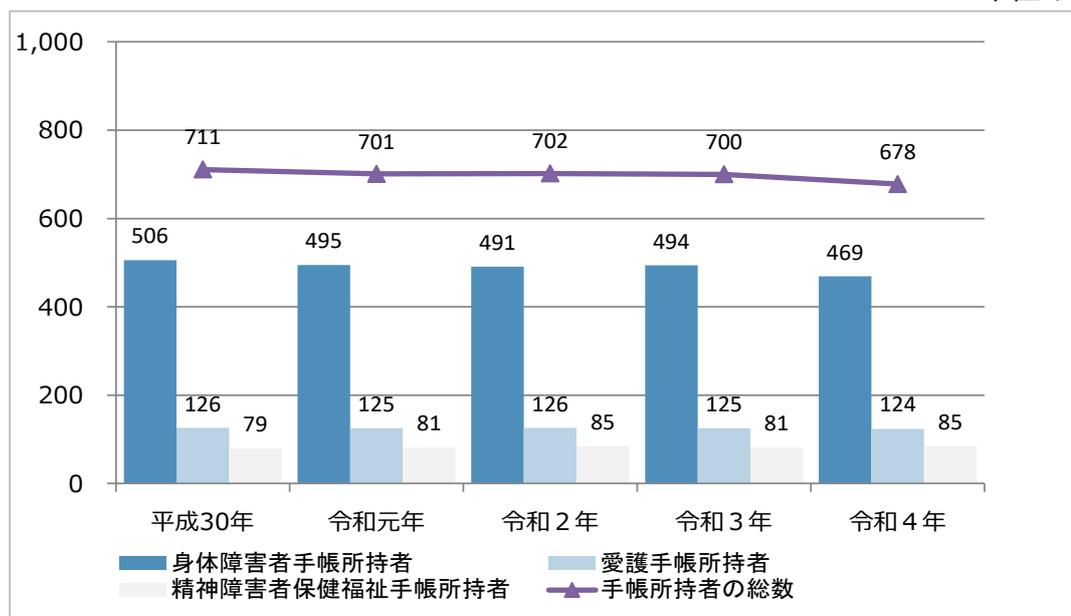
(資料):地域包括ケア「見える化」システム

③障がい者

本町に居住する障害者手帳の所持者数(総数)の推移をみると、近年においては減少傾向で推移しています。身体障害者手帳所持者数は増加した年もありますが、概ね減少傾向で推移しています。愛護手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は、近年においてほぼ横ばいで推移しています。

「障害者手帳所持者数の推移」

単位:人



(資料):保健福祉課(各年4月1日)

また、手帳所持者の年齢構成をみると、令和4年においては、18歳未満の身体障害者手帳所持者が身体障害者手帳所持者全体に占める割合は約1.7%となっており、身体障害者手帳所持者のほとんどを18歳以上の障がい者が占めています。また、65歳以上(高齢者)の身体障害者手帳所持者が約80.4%を占めており、人口推移と同様、高齢化が進んでいることがわかります。

愛護手帳所持者については年齢構成別にみても、ほぼ横ばいで推移しています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者については、その大半は18~64歳となっており、やや増加傾向にあります。

「障がい者の手帳所持者数の年齢別推移」

単位:人

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
身体障害者 手帳所持者	18歳未満	8	8	7	7	8
	18～64歳	117	112	102	88	84
	65歳以上	381	375	382	399	377
	計	506	495	491	494	469
愛護手帳 所持者	18歳未満	13	14	11	11	11
	18～64歳	86	84	82	77	78
	65歳以上	27	27	33	37	35
	計	126	125	126	125	124
精神障害者 保健福祉手 帳所持者	18歳未満	2	0	0	1	1
	18～64歳	52	55	61	56	60
	65歳以上	25	26	24	24	24
	計	79	81	85	81	84

(資料):保健福祉課(各年4月1日)

④その他支援を必要とする人

生活保護の受給世帯と世帯に属する人員は以下のとおりです。生活保護世帯数はほぼ横ばいとなっています。

「生活保護の受給世帯と世帯に属する人員の推移」

単位:世帯、人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世帯数	163	164	160	149	146
人員	198	197	190	175	171

(資料):中南地域県民局地域健康福祉部事業概要(令和5年度)

自殺者数は、過去5年間に於いて8名となっており、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)は、令和4年に44.7人となっています。

「自殺者数の推移」

単位:人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
自殺者数	1	0	1	2	4
自殺死亡率	10.2	0	10.6	21.8	44.7

(資料):厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(4)町民アンケート調査の結果

①調査の概要

町民や関係団体、行政等が協力しながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、町民を対象とするアンケート調査を実施しました。

調査の実施概要は以下のとおりです。

「調査の実施概要」

項目	内容
調査対象	町内にお住まいの方
配布数	1,000 票
回収数	401 票(うち Web 回答 57)
(回収率)	40.1%
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	令和5年9月
調査地域	大鰐町全域

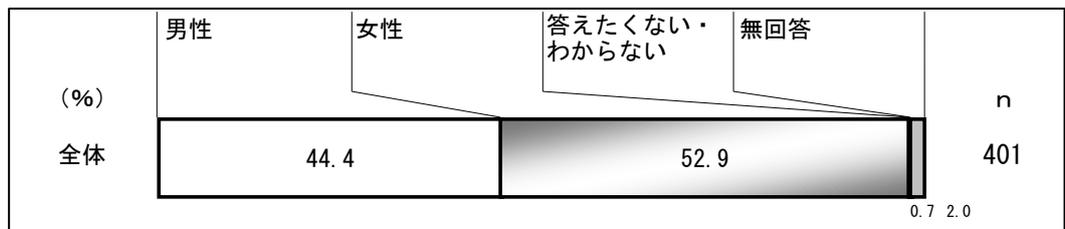
②調査結果(概要)

<回答者の属性>

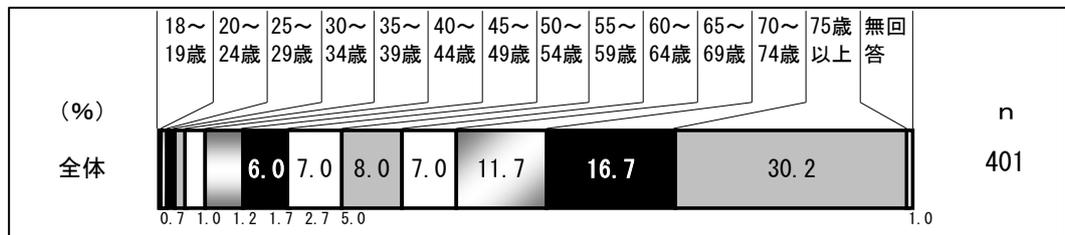
回答者の属性は以下のとおりです。

男性より女性がやや多く、また、65歳以上の方の回答が多くなっており、75歳以上の方は約3割を占めています。

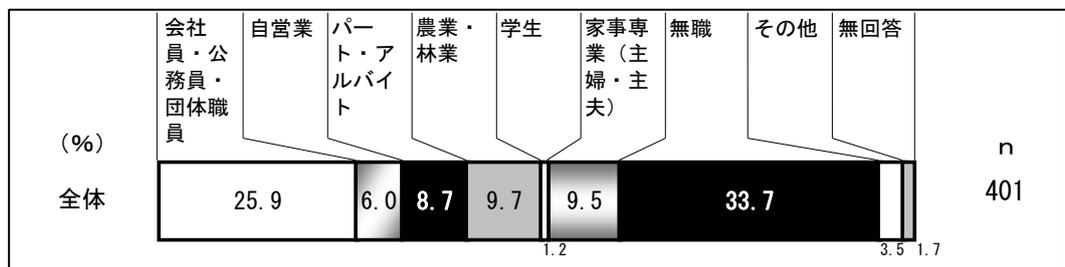
「回答者の性別」



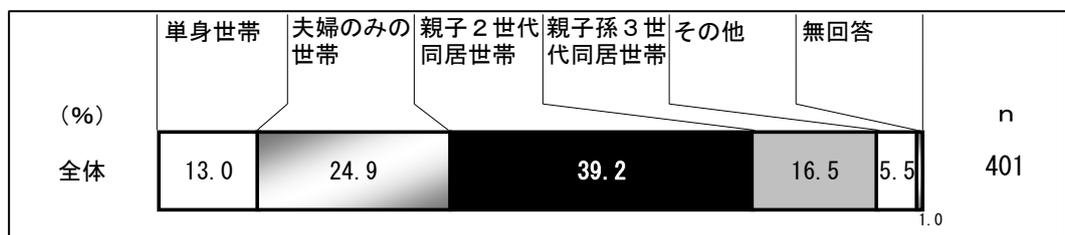
「回答者の年齢」



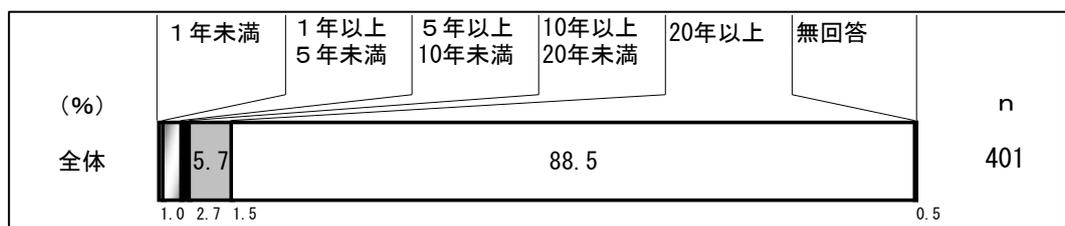
「回答者の職業」



「回答者の世帯構成」



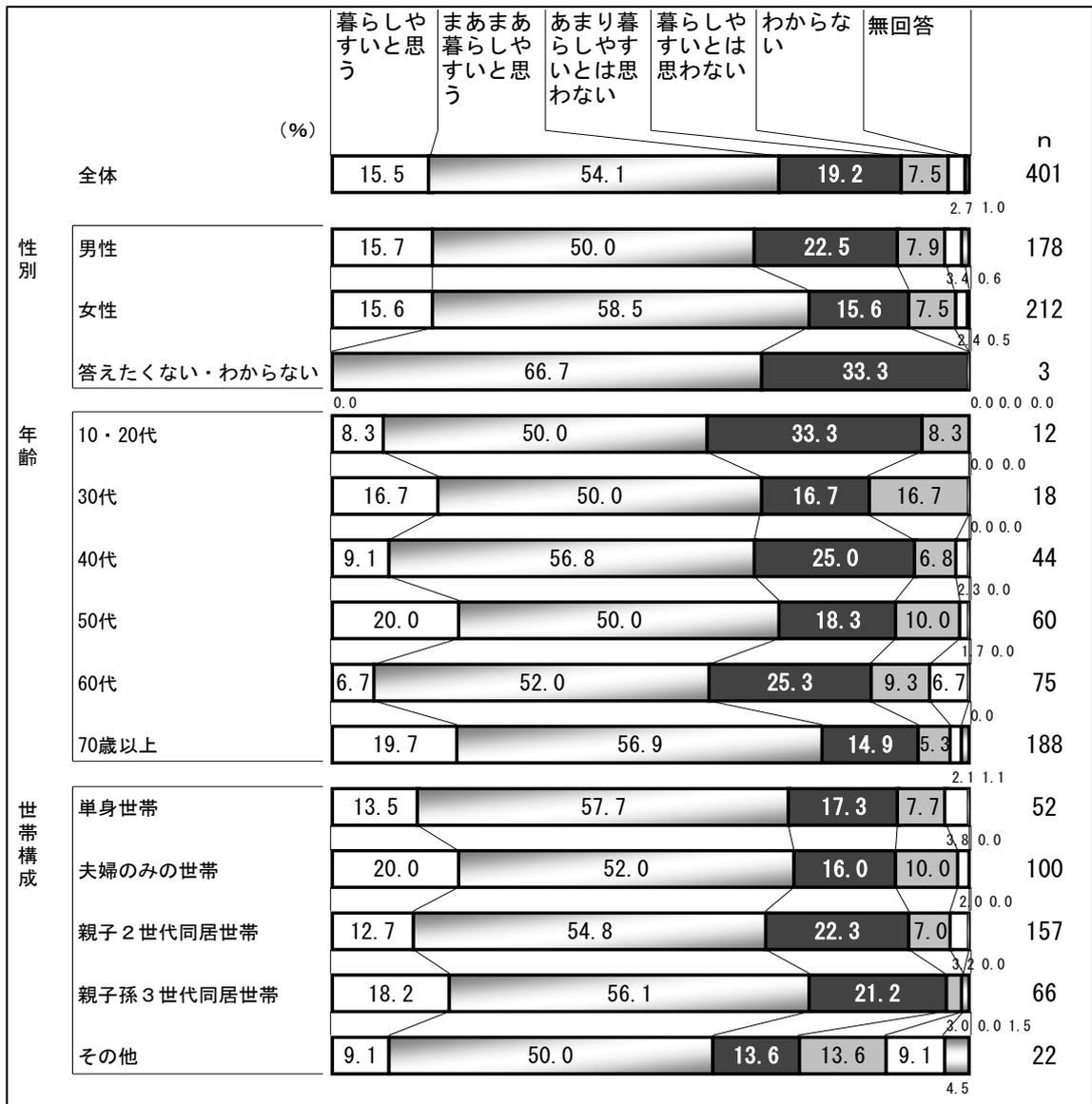
「回答者の居住年数」



<大鰐町の暮らしやすさ>

暮らしやすいまちかどうかについては、「まあまあ暮らしやすいと思う」(54.1%)が最も多く、これに「暮らしやすいと思う」(15.5%)を合わせた“暮らしやすいと思う”は69.6%、一方、“暮らしやすいとは思わない”(「あまり暮らしやすいとは思わない」(19.2%)と「暮らしやすいとは思わない」(7.5%)の合計)は26.7%となっており、約7割の町民は、本町は暮らしやすいと考えていることがうかがえます。

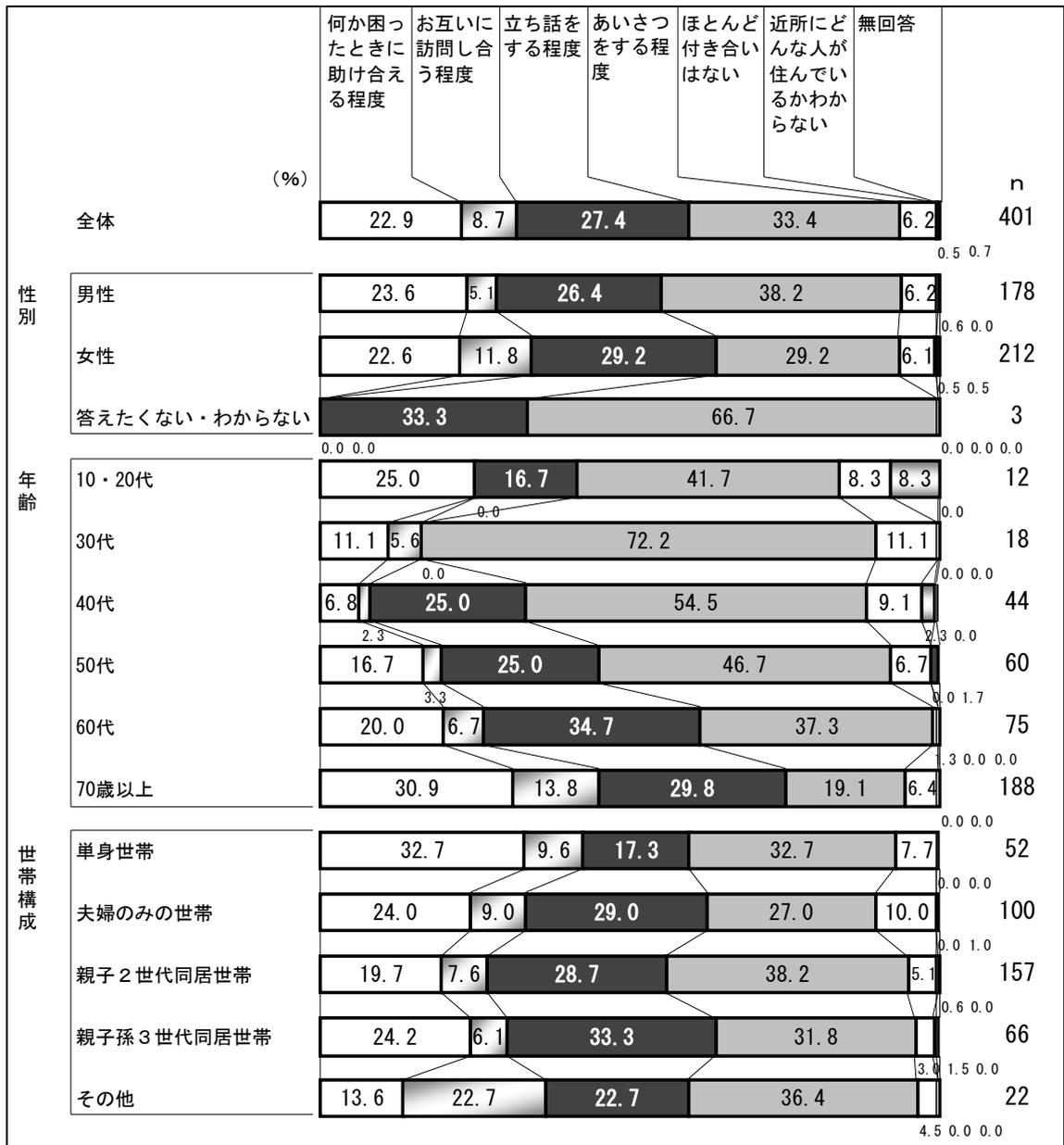
「暮らしやすいまちだと思うか」



<近所との付き合い>

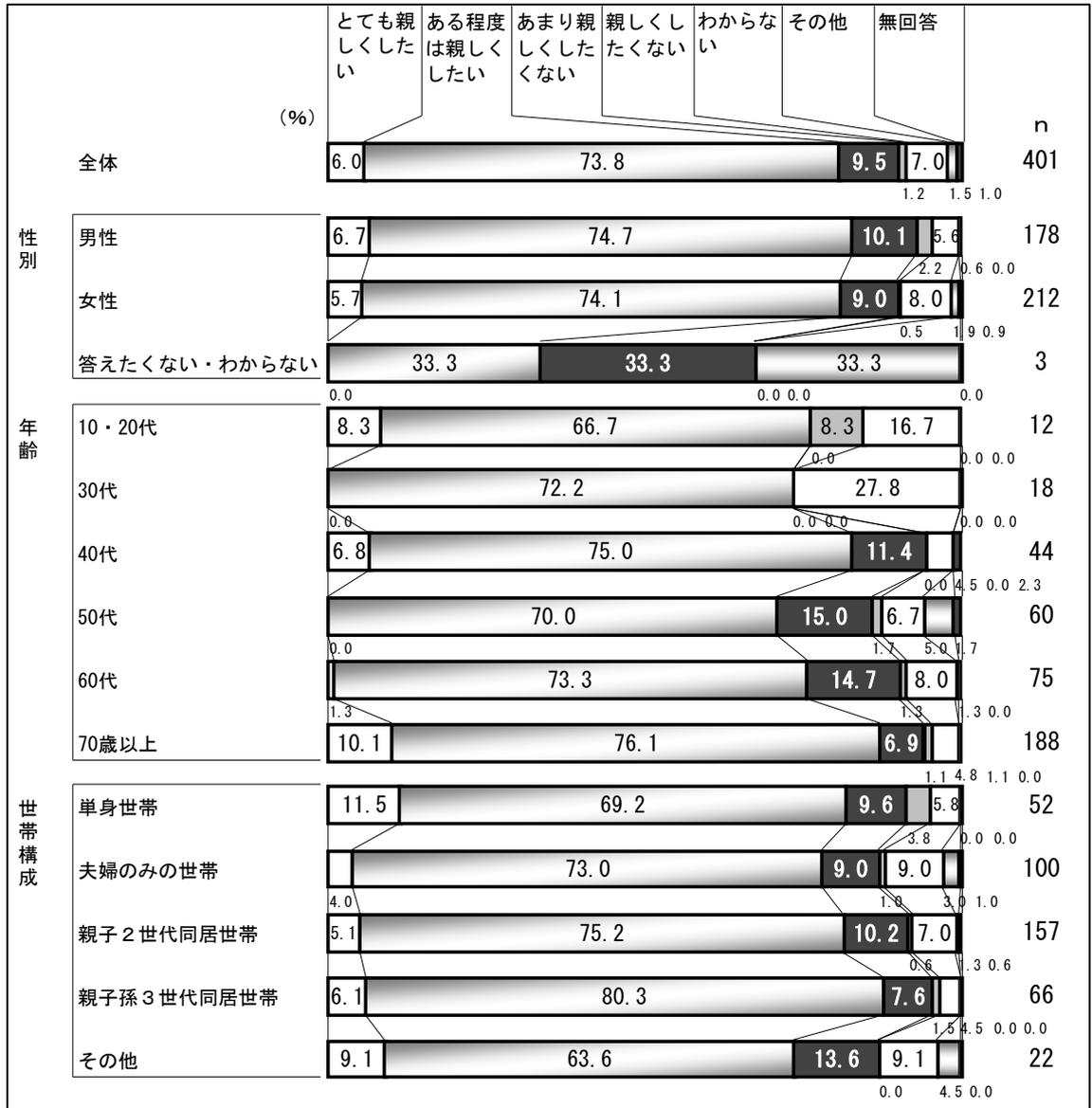
近所との付き合いの程度については、総じて、年齢層が高いほど、近所付き合いが緊密であることがうかがえます。

「近所との付き合いの程度」



今後近所との関わりをどうしたいかについては、「ある程度は親しくしたい」(73.8%)が最も多く、これに「とても親しくしたい」(6.0%)を合わせた“親しくしたい”は79.8%、一方、“親しくしたくない”（「あまり親しくしたくない」(9.5%)と「親しくしたくない」(1.2%)の合計)は10.7%となっています。

□今後近所との関わりをどうしたいか□

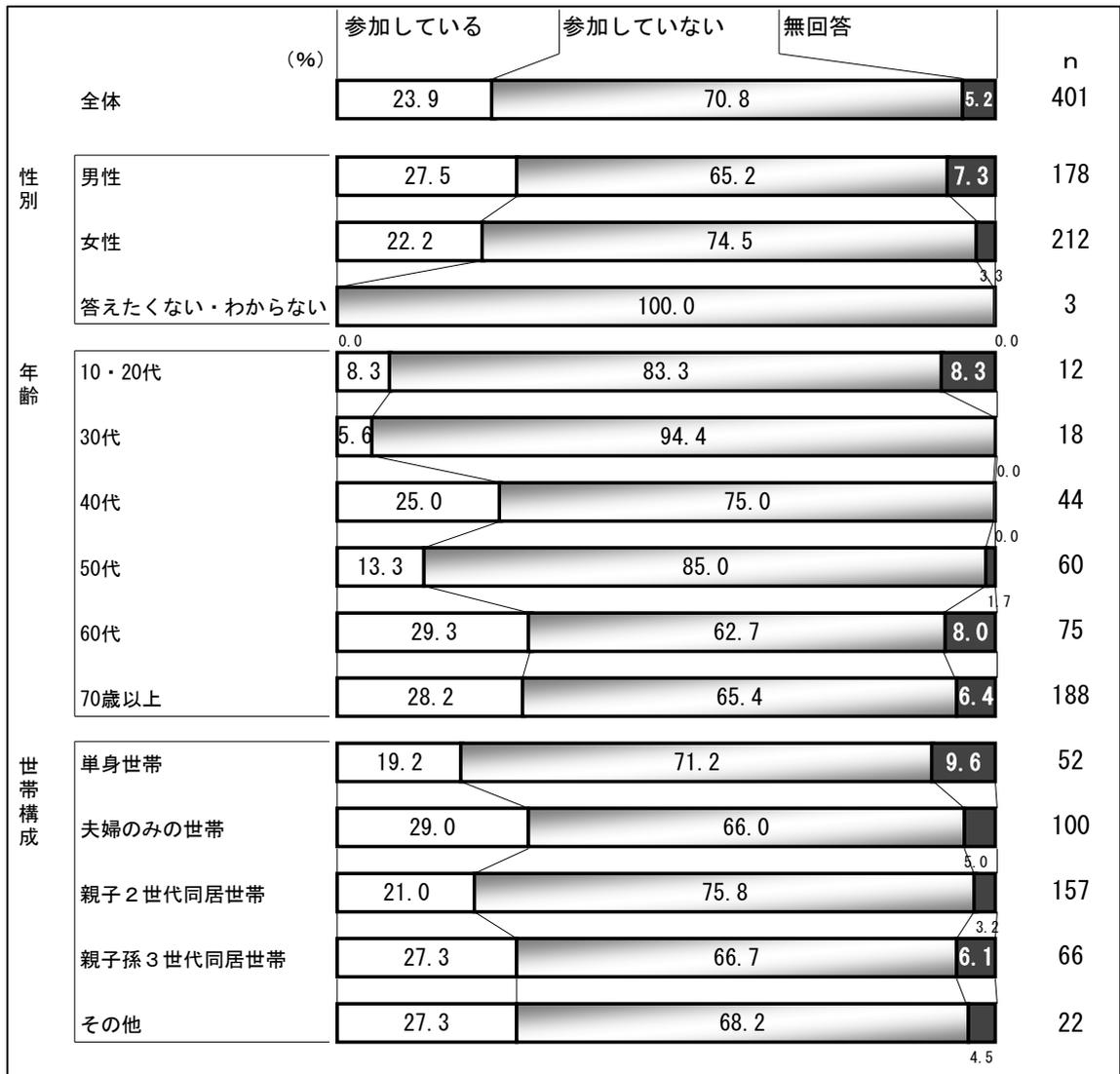


<ボランティアへの参加>

地域活動やボランティア活動への参加状況については、「参加していない」が約7割、一方、「参加している」が2割強となっています。

年齢別で見ると、「参加している」の割合は30代で最も低く、60代で最も高くなっています。

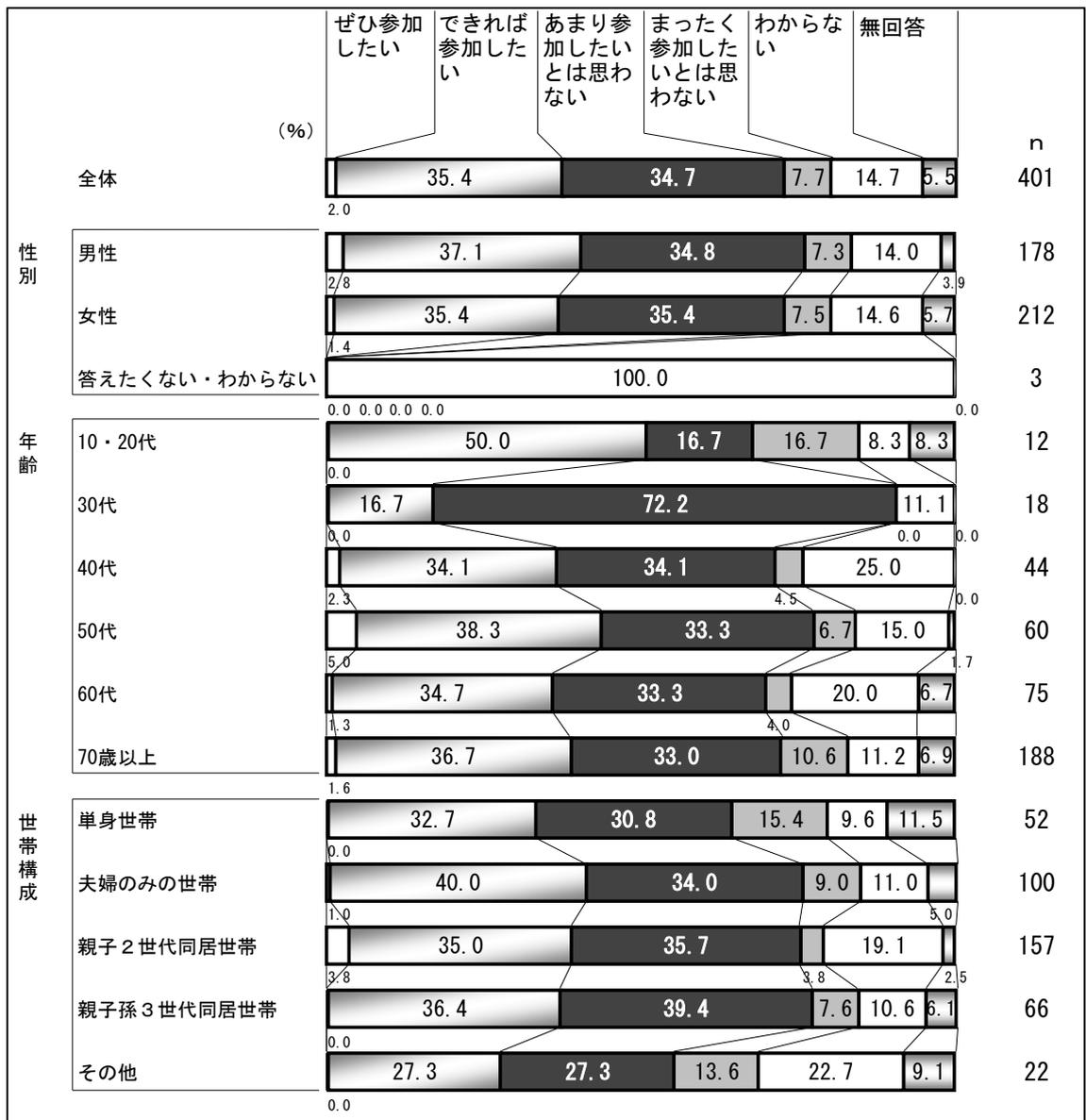
「地域活動やボランティア活動への参加状況」



今後の地域活動やボランティア活動への参加意向については、「できれば参加したい」(35.4%)が最も多く、これに「ぜひ参加したい」(2.0%)を合わせた“参加したい”は37.4%、一方、“参加したいとは思わない”(「あまり参加したいとは思わない」(34.7%)と「まったく参加したいとは思わない」(7.7%)の合計)が42.4%となっています。

実際の参加状況を踏まえると、参加意向はあるものの、参加できていない人がいることがうかがえます。

「今後の地域活動やボランティア活動への参加意向」



<民生委員・児童委員、社会福祉協議会の認知度>

民生委員・児童委員という名前や制度を知っているかについては、「知っている」が77.3%、「知らない」が17.2%となっています。

年齢別でみると、「知っている」の割合は概ね年齢層の高さに比例して高くなる傾向がみられることから、若年層を中心に、町民へのさらなる制度の周知が必要なことがうかがえます。

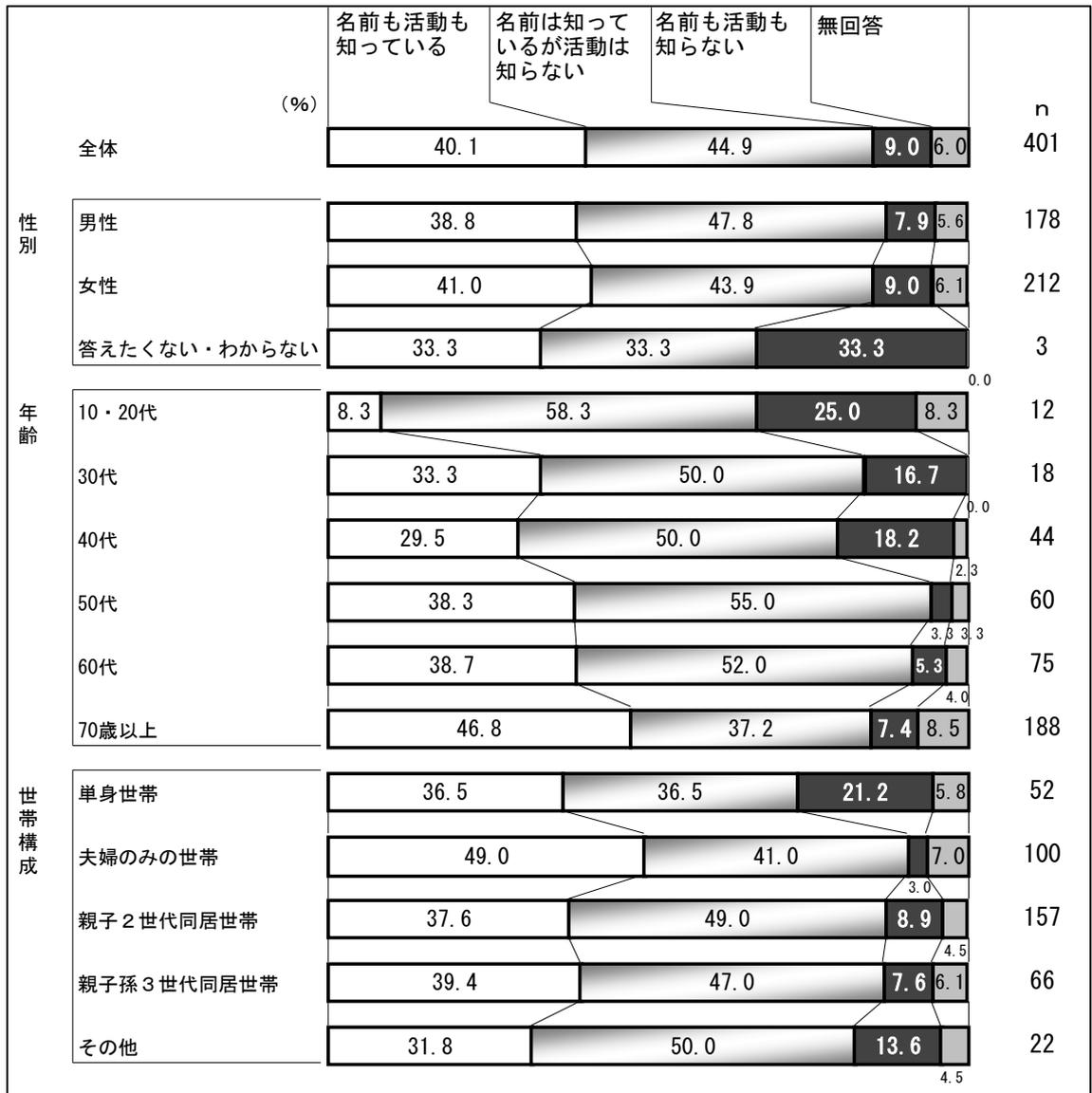
民生委員・児童委員という名前や制度を知っているか

		(%)	知っている	知らない	無回答	n
全体			77.3	17.2	5.5	401
性別	男性		71.9	21.9	6.2	178
	女性		81.6	13.7	4.7	212
	答えたくない・わからない		66.7	33.3	0.0	3
年齢	10・20代		41.7	50.0	8.3	12
	30代		66.7	22.2	11.1	18
	40代		70.5	27.3	2.3	44
	50代		78.3	18.3	3.3	60
	60代		76.0	17.3	6.7	75
	70歳以上		82.4	12.2	5.3	188
世帯構成	単身世帯		75.0	19.2	5.8	52
	夫婦のみの世帯		79.0	16.0	5.0	100
	親子2世代同居世帯		78.3	16.6	5.1	157
	親子孫3世代同居世帯		75.8	19.7	4.5	66
	その他		77.3	18.2	4.5	22

大鰐町社会福祉協議会を知っているかについては、「名前は知っているが活動は知らない」が44.9%、「名前も活動も知っている」が40.1%、「名前も活動も知らない」が9.0%となっています。

年齢別でみると、「名前も活動も知っている」の割合は概ね年齢層の高さに比例して高くなる傾向がみられることから、若年層を中心に、その存在、活動の周知を図っていく必要があります。

大鰐町社会福祉協議会を知っているか



<災害への備え>

災害発生時の避難場所を知っているかたずねたところ、「知っている」が67.3%、「知らない」が26.4%となっています。世帯構成別でみると、「知っている」の割合は単身世帯で最も低く、親子孫3世代同居世帯で最も高くなっていることから、世帯人員の少ない家庭への周知が必要であることがうかがえます。

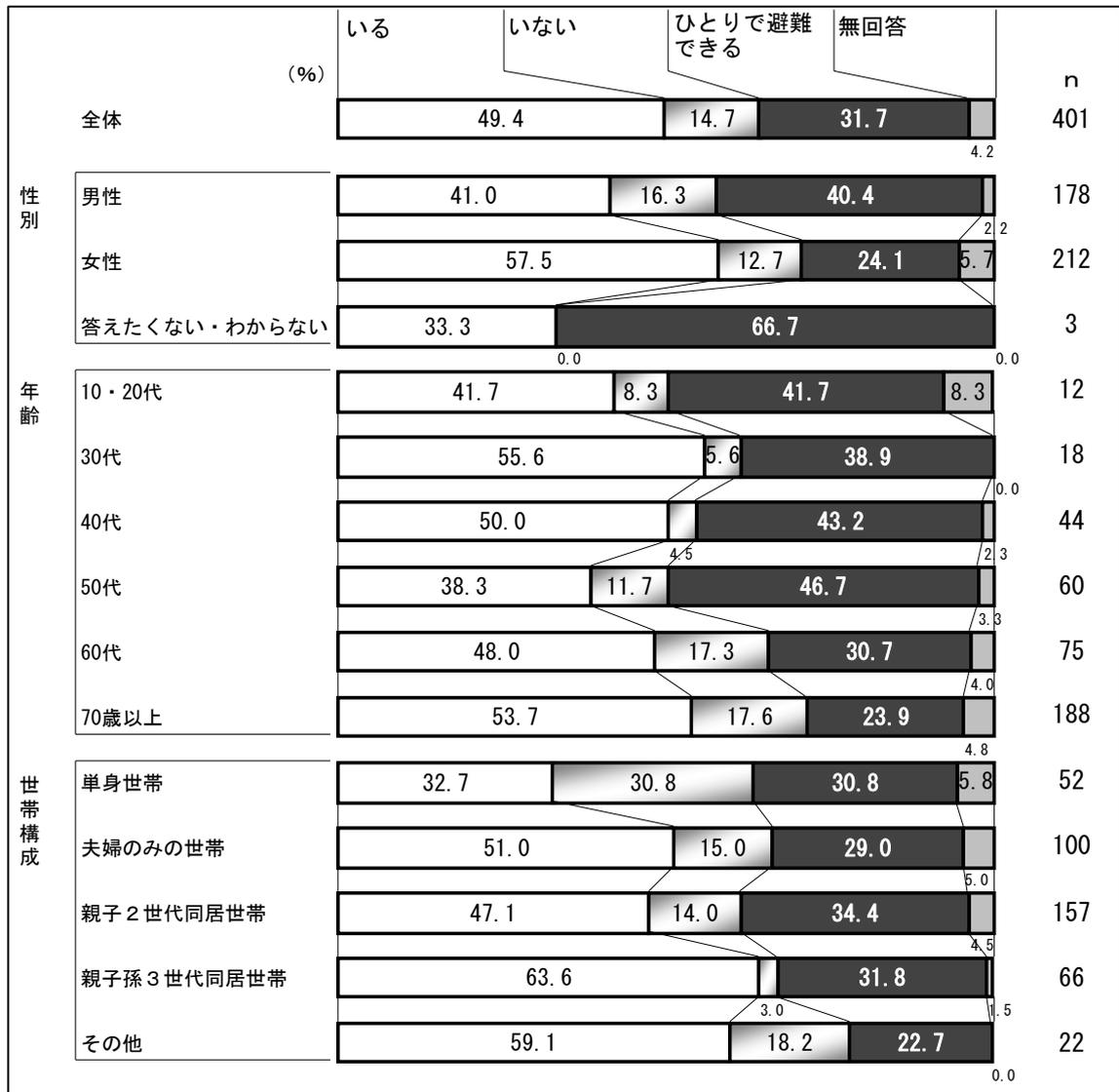
災害発生時の避難場所を知っているか

		(%)	知っている	知らない	無回答	n
全体			67.3	26.4	6.2	401
性別	男性		70.2	25.3	4.5	178
	女性		65.6	26.9	7.5	212
	答えたくない・わからない		66.7	33.3	0.0	3
年齢	10・20代		58.3	33.3	8.3	12
	30代		77.8	22.2	0.0	18
	40代		77.3	20.5	2.3	44
	50代		70.0	25.0	5.0	60
	60代		68.0	29.3	2.7	75
	70歳以上		64.4	26.6	9.0	188
世帯構成	単身世帯		55.8	32.7	11.5	52
	夫婦のみの世帯		68.0	24.0	8.0	100
	親子2世代同居世帯		65.6	29.9	4.5	157
	親子孫3世代同居世帯		83.3	13.6	3.0	66
	その他		59.1	40.9	0.0	22

災害発生時に避難を手助けしてくれる人はいるかについては、「いる」が49.4%、「いない」が14.7%、「ひとりで避難できる」が31.7%となっています。

年齢別でみると、「いない」の割合は60代、70代で2割弱となっています。

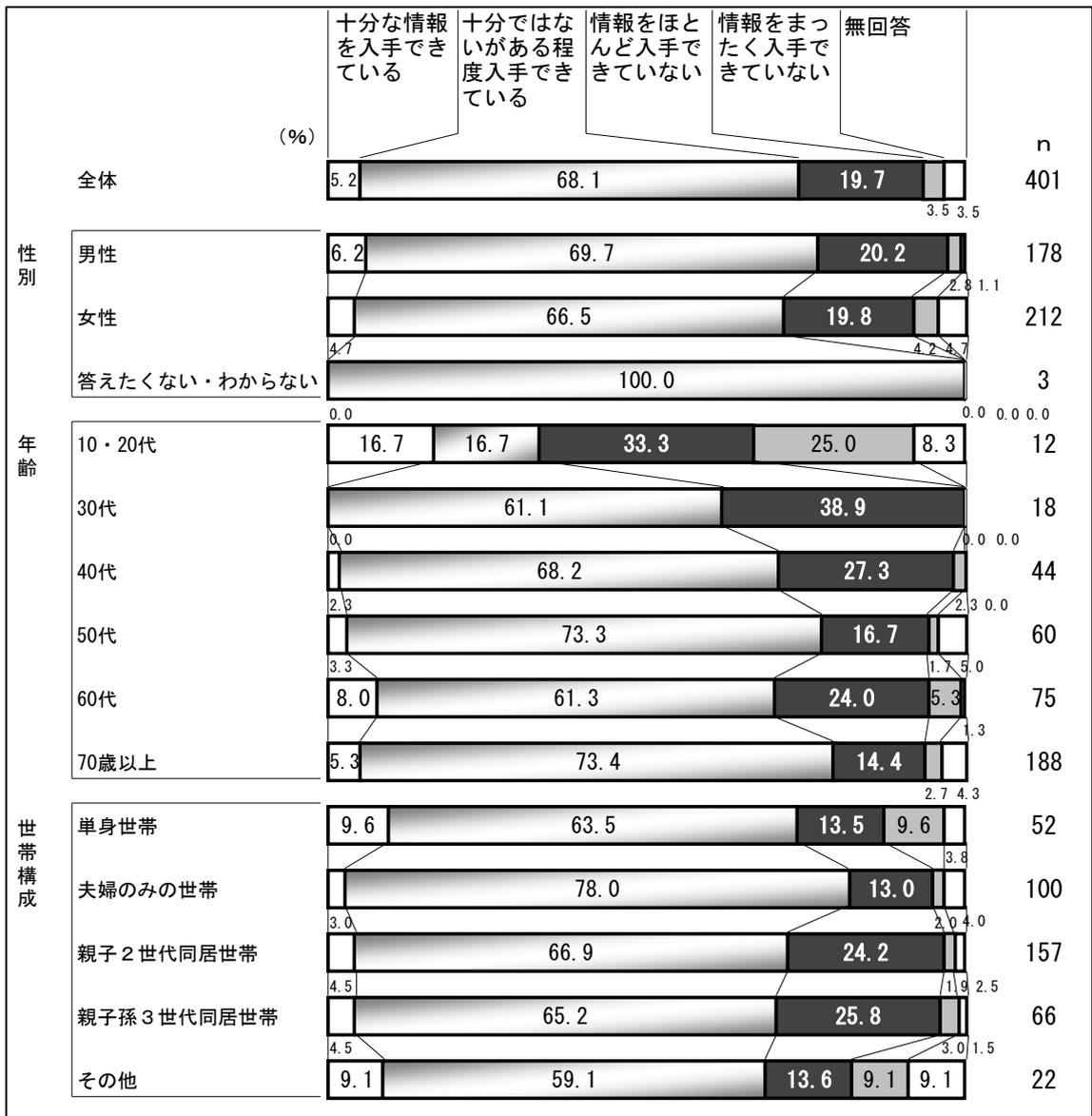
「災害発生時に避難を手助けしてくれる人はいるか」



<情報の取得>

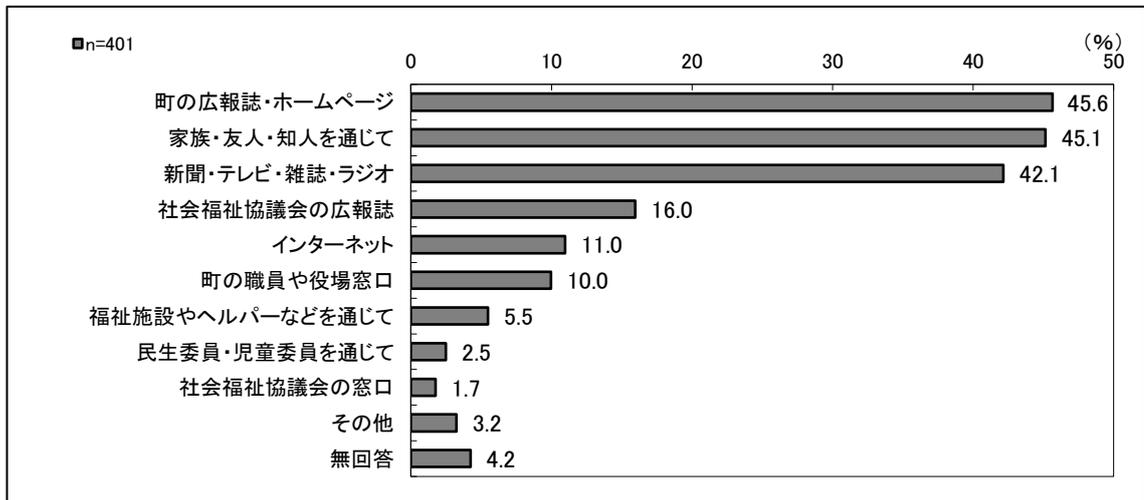
福祉や健康に関する情報を十分に得られているかについては、「十分ではないが程度入手できている」(68.1%)が最も多く、これに「十分な情報を入手できている」(5.2%)を合わせた“入手できている”は73.3%、一方、“入手できていない”(「情報をほとんど入手できていない」(19.7%)と「情報をまったく入手できていない」(3.5%)の合計)は23.2%となっています。
年齢別でみると、“入手できている”の割合は若年層で低くなっています。

福祉や健康に関する情報を十分に得られているか



また、福祉についての情報や知識の入手方法については、「町の広報誌・ホームページ」(45.6%)が第1位、次いで「家族・友人・知人を通じて」(45.1%)、「新聞・テレビ・雑誌・ラジオ」(42.1%)、「社会福祉協議会の広報誌」(16.0%)、「インターネット」(11.0%)などの順となっています。

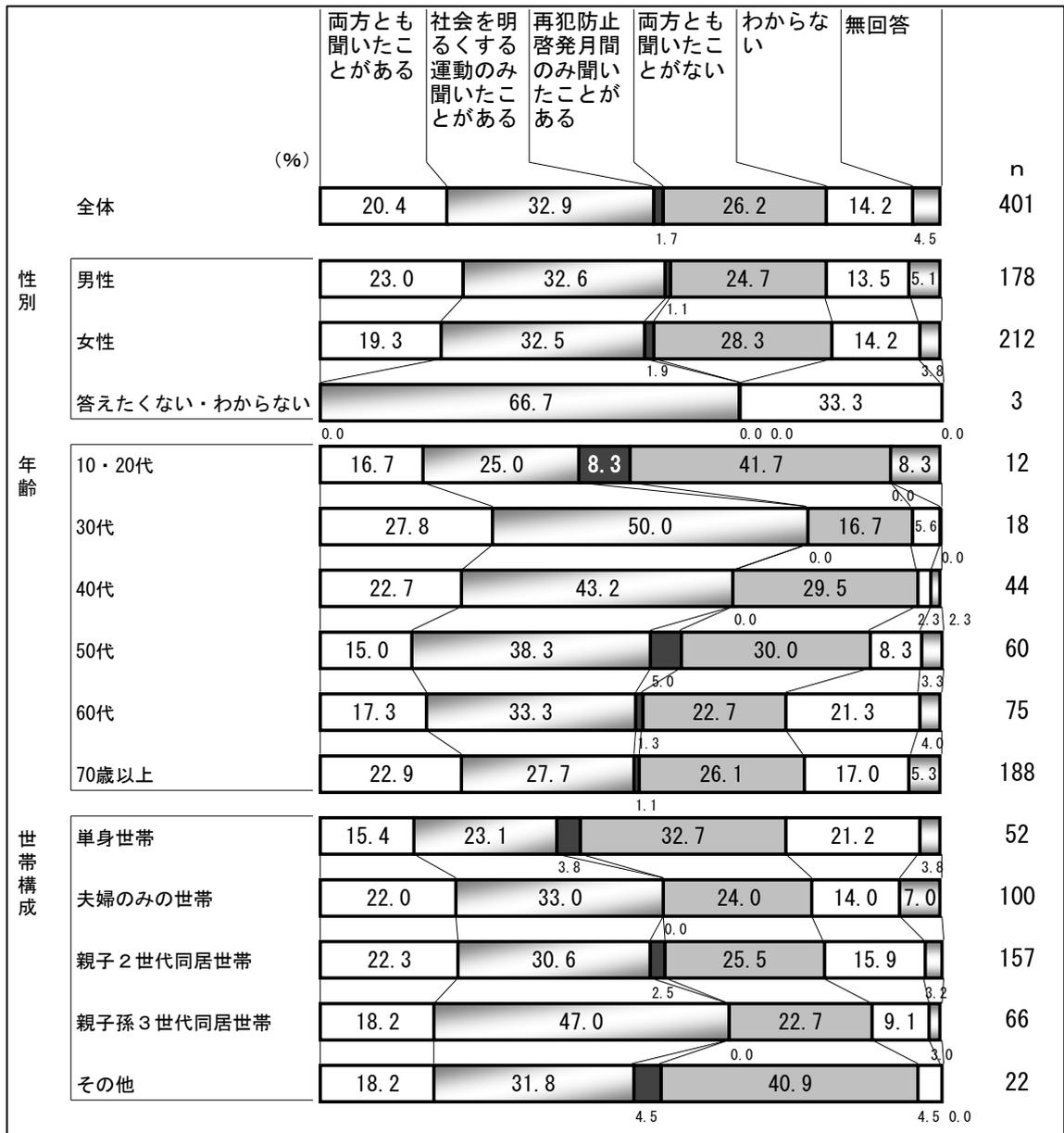
福祉についての情報や知識の入手方法



社会を明るくする運動、再犯防止啓発月間の認知度についてたずねたところ、「社会を明るくする運動のみ聞いたことがある」(32.9%)、「両方とも聞いたことがない」(26.2%)、「両方とも聞いたことがある」(20.4%)、「再犯防止啓発月間のみ聞いたことがある」(1.7%)となっています。

年齢別で見ると、「両方とも聞いたことがない」の割合は30代で最も低く、10・20代で最も高くなっています。

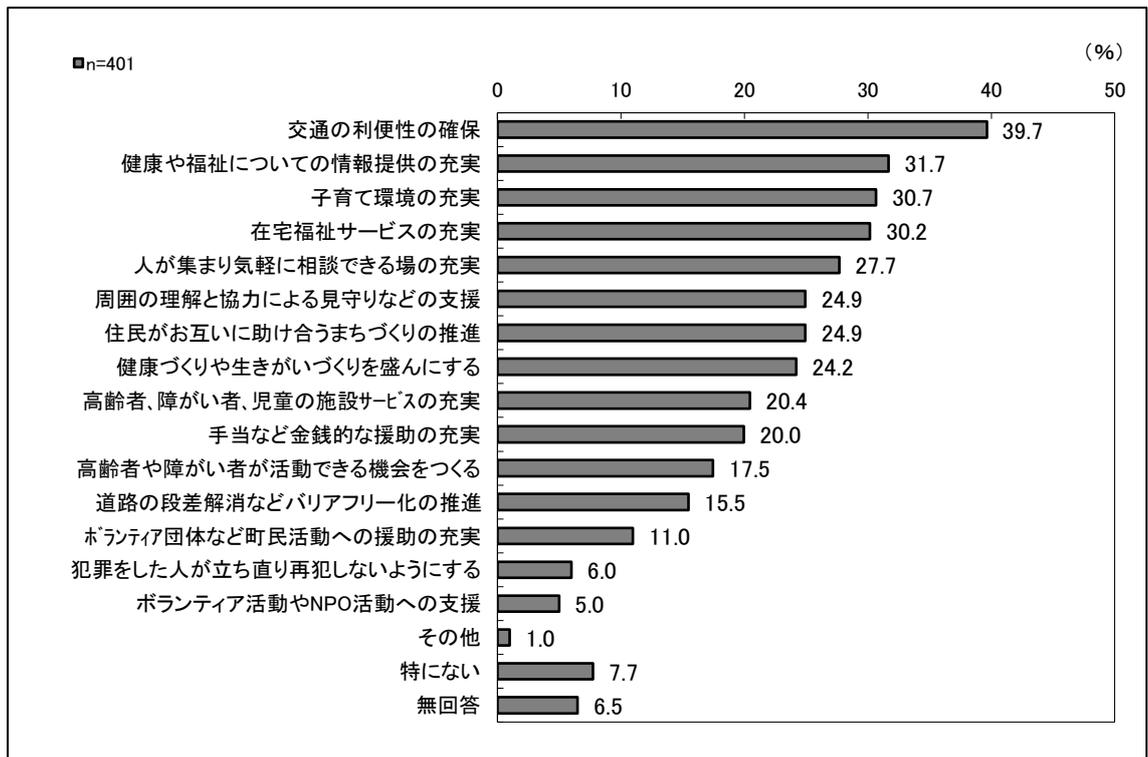
「社会を明るくする運動、再犯防止啓発月間の認知度」



<町の保健福祉施策の充実のための取組>

町の保健福祉施策の充実のために重要な取組については、「交通の利便性の確保」(39.7%)が第1位、次いで「健康や福祉についての情報提供の充実」(31.7%)、「子育て環境の充実」(30.7%)、「在宅福祉サービスの充実」(30.2%)などの順となっています。

「町の保健福祉施策の充実のために重要な取組」



(5)関係団体等アンケート調査の結果

①調査の概要

本計画を策定するにあたり、地域での生活や福祉活動に関する状況を把握するため、町内の各種団体・ボランティア団体などを対象とするアンケート調査を実施しました。

調査の実施概要は以下のとおりです。

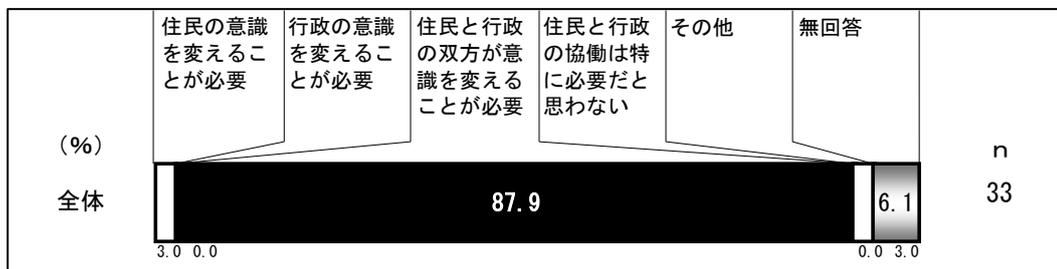
「調査の実施概要」

項目	内容
調査対象	町内で活動をされている事業者・団体等
配布数	50 票
回収数	33 票
回収率	66.0%
調査方法	郵送法／全数調査
調査時期	令和5年11～12月
調査地域	大鰐町全域

②アンケート結果の概要

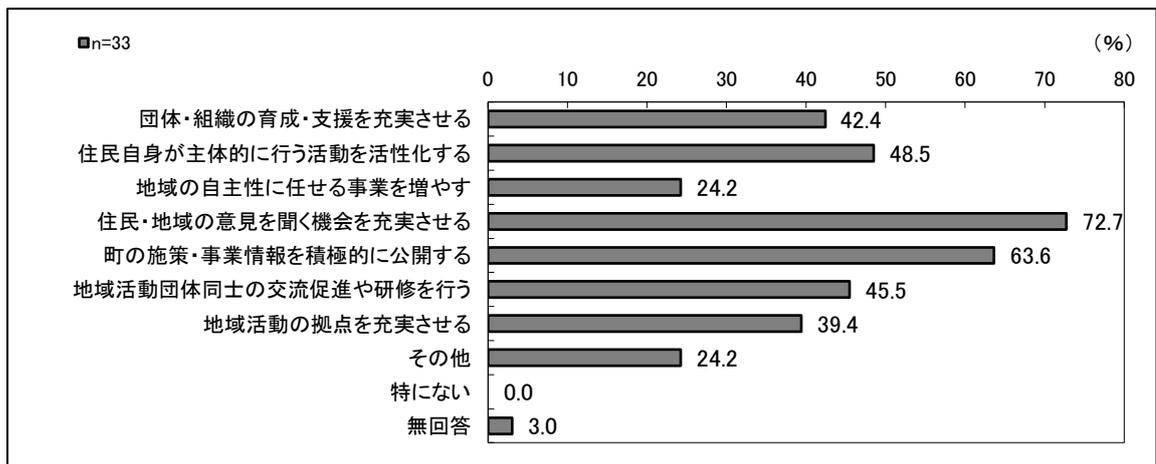
住民と行政の協働意識に対する考え方として最も近いものについては、「住民と行政の双方が意識を変えることが必要」(87.9%)、「住民の意識を変えることが必要」・「その他」(同率3.0%)となっています。

「住民と行政の協働意識に対する考え方として最も近いもの」



住民と行政が協働するために必要なことは、「住民・地域の意見を聞く機会を充実させる」(72.7%)が第1位、次いで「町の施策・事業情報を積極的に公開する」(63.6%)、「住民自身が主体的に行う活動を活性化する」(48.5%)、「地域活動団体同士の交流促進や研修を行う」(45.5%)、「団体・組織の育成・支援を充実させる」(42.4%)などの順となっています。

◦住民と行政が協働するために必要なこと(全体/複数回答)◦



重層的支援体制整備事業の認知度については、「初めて知った」(48.5%)、「名称は知っているが内容は知らない」(27.3%)、「名称と内容について知っている」(24.2%)となっています。

◦重層的支援体制整備事業の認知度について◦

	名称と内容について知っている	名称は知っているが内容は知らない	初めて知った	無回答	n
(%)					
全体	24.2	27.3	48.5	0.0	33

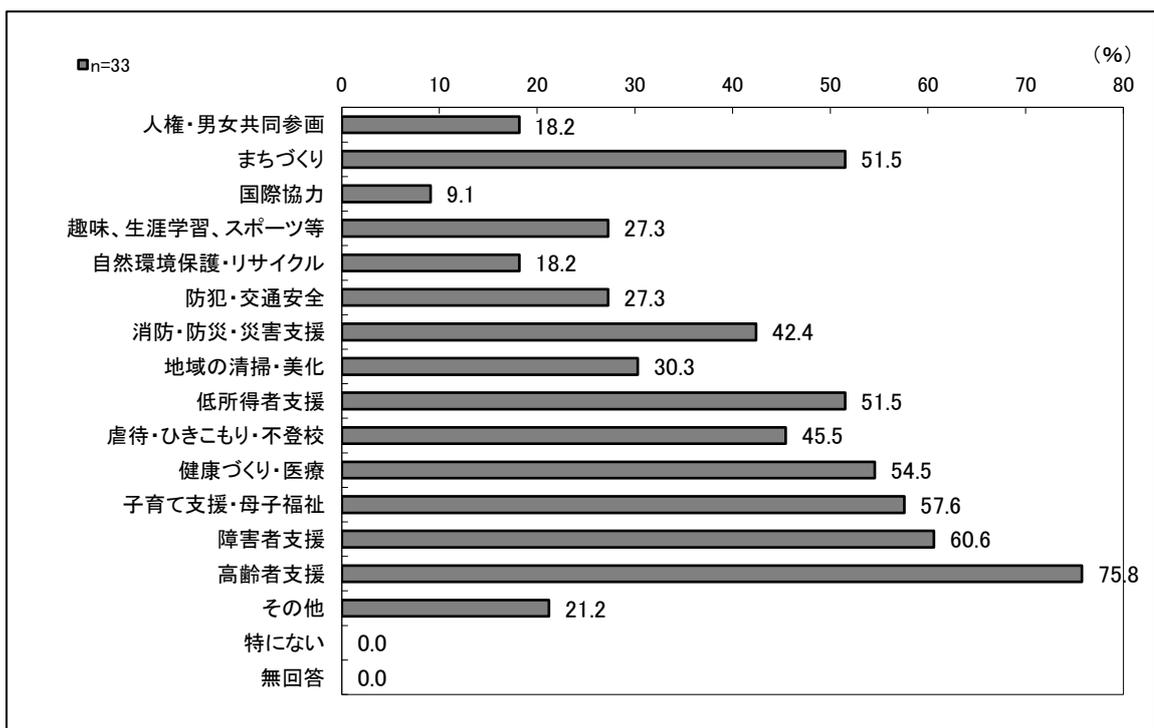
重層的支援体制整備事業に対する考えは、「積極的に協働して取り組みたい」・「どちらかという協働して取り組みたい」(同率45.5%)、「協働して取り組みたくない」(6.1%)となっています。

「重層的支援体制整備事業に対する考え」

(%)	積極的に協働して取り組みたい	どちらかという協働して取り組みたい	どちらかという協働して取り組みたくない	協働して取り組みたくない	無回答	n
全体	45.5	45.5	6.1	0.0	3.0	33

町が力を入れるべきと感じる取組については、「高齢者支援」(75.8%)が第1位、次いで「障害者支援」(60.6%)、「子育て支援・母子福祉」(57.6%)、「健康づくり・医療」(54.5%)、「低所得者支援」・「まちづくり」(51.5%)などの順となっています。

「町が力を入れるべきと感じる取組(全体/複数回答)」



第3章 前計画の振り返りと計画課題

1 前計画の施策の実施状況

(1)基本目標1 地域福祉への住民参画と福祉の担い手の育成

【住民同士の交流の促進】

スポーツ団体や社会教育団体、小学校の協力のもと、幅広い年齢層に参加してもらえるよう努めたほか、地域の集まりの紹介や、つながりや見守りの大切さについての周知をするなど、住民同士の交流を促進しています。

しかしながら、若い世代の参加が少ない状況であり、社会教育団体員の減少により活動規模の縮小を検討する団体がみられたほか、コロナ禍の影響が依然として続いている状況です。

【福祉教育の推進】

毎年小学校6年生を対象に車いす利用者介助体験か高齢者疑似体験を実施しているほか、ボランティアスクール推進校活動を発表するなどにより、ボランティア意識の醸成やボランティアのこころの育成を図っています。なお、ボランティア連絡協議会が令和4年2月に解散したことから、ボランティア活動の母体を担うべくボランティアセンターを社会福祉協議会内に立上げ、ボランティア活動の調整を行っています。

ボランティアの人数が減っていることや、ボランティアセンターへの登録者はいるものの、社会福祉協議会以外からのボランティアの依頼が少ないことが課題となっています。

(2)基本目標2 地域で必要な支援を受けられる環境の整備

【高齢者と介護を行う家族への支援の充実】

住民主体となって取り組んでいる通いの場の活動の支援を実施するなど、高齢者の居場所づくりや介護予防に取り組むなど、地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制づくりに努めています。

コロナ禍の影響もあり、従来の取組が困難な事業もありましたが、認知症サポーター養成講座については感染対策をとった上で実施につなげるなど、工夫を凝らして、高齢者が安心して暮らせる環境づくりに取り組んできました。

また、多様なサービスの創出が求められているなか、住民主体型サービスについては、地域での協力意識の醸成が不可欠であり、また、移動に関するニーズが多いなか、主担当課のみでは対応が困難であるため、地域や関係機関、庁内

関係課と協働のもと推進していく必要があります。

【障がいのある人への支援の充実】

「障害者総合支援法」に定められた各サービスについて適切なサービスの提供に努めているほか、「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人の虐待に関する相談を受け付けるなど、障がいのある人の地域生活を支援しています。

各障害福祉サービスの提供が遅れないよう、関係機関との連携を強化する必要があるほか、理解促進研修・啓発事業サービスの認知度向上に向け、パンフレット配布以外での周知方法を検討していく必要があります。

【子どもと子育て中の保護者への支援の充実】

18歳(高校3年生相当)までの医療費助成や任意予防接種費用助成の充実など、子育て世帯への負担軽減に取り組んでいるほか、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターを設置(令和5年4月)するなど、安心して出産・子育てできる環境の整備に努めています。

しかしながら、子育て負担を軽減するための社会資源が不足しており、児童館・放課後児童クラブにおいては、来館人数増加に伴って、来館時の安全の確保などが課題となっています。

また、相談窓口である子育て世代包括支援センターの周知を強化していく必要があるほか、市区町村子ども家庭総合支援拠点が未設置であり、専門である子ども家庭支援員の配置と相談室の確保ができていないことが課題となっています。

【健康増進と自殺対策の強化】

妊娠期から高齢期まで、それぞれに応じた健康づくりを支援するため、月2回の相談日を設け、健康相談を実施しているほか、ウェブ上で気軽にメンタルチェックができる「こころの体温計」システムの提供、検(健)診の受診勧奨、健康に関する情報についての各種媒体を通じた周知など、町民の健康づくりや自殺対策の強化に取り組んでいます。

一方で、月2回の健康相談利用者が減少傾向にあるほか、こころの相談会についても令和3年度から申込件数が減少しています。また、男性の大腸、肺がん検診受診率が低い状況のなか、健康イベント等においては、働き盛りの若年層や男性の参加者が少なく、男性の参加率向上に向けた取組が課題となっています。

【支援を必要とする人へのサポート】

随時相談を受け付け、必要な方への資金の貸付や物資支援を行うなど、生活困窮者支援を行っています。

また、行政や社会福祉協議会等の関係団体が情報を共有し、問題解決を行っているほか、相談内容に応じ、各関係機関につないだり、情報共有しながら、問題解決に向けて連携を図っています。

しかしながら、真に支援を必要とする方は、当該事業を認知していなかったり、相談を拒んだりするケースがみられます。

また、本人が支援を拒否している場合には支援が難しく、相談内容によっては問題解決に時間がかかったり、解決となるサービスや方法が見つからない場合があります。

(3)基本目標3 安心して住み続けられる快適なまちづくり

【バリアフリーのまちづくりの推進】

建て替えまたは大規模改修の都度随時改善整備を行っているほか、整備計画に基づいて冬期の道路対策を行うなど、公共施設のバリアフリー化や通行しやすい道路の整備などに取り組んでいます。

また、あらかじめ乗り降りしたい「時間」と「バス停」を予約することにより利用できるスネカラバスを運行し、便利で経済的な公共交通機関を目指していますが、新たな利用者が利用しにくい状況や、運行当初のニーズ(利用方法・時間・便数・目的地)との差異が生じており、町民の移動ニーズに合わせたサービスへの見直しが必要となっています。

一方で、老朽化が進んでいる施設及び産業系施設については、長寿命化を図り、大規模修繕計画を検討する必要があるほか、少子高齢化が進むなかで、高齢者等に配慮した道路づくり及び段差解消等のきめ細かな維持管理が必要となっています。

【地域防犯・交通安全対策の強化】

町内イベント開催時における啓発グッズの配布や駅前交番跡地を民間交番として運営するなど、関係機関等と連携のもと、地域の防犯活動に取り組んでいます。

また、小中学生の登・下校時に通学指導員を配置し、交通指導を実施し、通学路の安全を確保することができています。

民間交番の運営にあたって、新たな会員及び新規加入団体が確保できなかつ

たこと、通学指導員については、担い手が少ないため、欠員が生じた際の補充に時間を要してしまうことが課題となっています。

【権利擁護施策の強化】

人権擁護委員による特設相談所の開設、様々なイベント時における人権啓発の呼び掛け、広報誌やホームページにおける消費者被害や高齢者虐待の情報掲載による普及啓発などを実施し、権利擁護の推進に努めてきました。令和4年4月には高齢者虐待防止対応マニュアルを作成及び周知し、運用しています。なお、令和2年度より圏域の構成市町村において、中核機関「弘前圏域権利擁護支援センター」を設置し、適宜運営について協議しています。

特設相談所については、相談者がほとんどいないことから、引き続き広報誌等において周知する必要があるほか、権利擁護業務の実施にあたっては、疑虐待者、被虐待者共に虐待をしている、されているという認識がないケースがみられるため、周知方法の見直しが必要です。

【災害に強い地域づくり】

避難所開設訓練及び避難所運営訓練の実施、避難行動要支援者の名簿作成による実行性のある避難支援体制構築など、災害に強い地域づくりに取り組んでいます。

しかしながら、コロナ禍により3年間、総合防災訓練を開催できなかったことから非常時の対応の確認や各団体との連絡・連携の強化を図るため、体制の再構築が必要となっています。

また、避難行動要支援者の名簿については、新規対象者の追加や既存計画の更新作業を速やかに行う必要があります。

(4)基本目標4 地域福祉を支える町の体制強化

【住民への福祉情報の提供】

広報誌や回覧、ホームページ、アプリなどの多様な媒体を通じ、福祉関連サービス等の情報、行政の仕組みや、役所における各種手続き方法、助成制度などの情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を提供しています。

サービスのことを知らない人もいることから、さらにわかりやすい情報の提供に努める必要があるとともに、制度改正や暮らしに役立つ生活情報の更新など、使用する方々への変更情報の周知をする必要があります。

【保健福祉団体とのネットワーク強化】

保健協力員会活動や食生活改善推進員会活動、大鰯町環境・文化ボランティア協会への支援を行っているほか、福祉懇談会や世代間交流事業の実施などにより、保健福祉団体とのネットワーク強化に取り組んでいます。

各種の活動員については高齢化に伴い、人材の確保が難しくなることが予想されるとともに、高齢化の進行に伴う、会員数の減少が課題となっています。

また、町内各地区に自主防災組織はあるものの、避難行動要支援者の避難協力体制との連携に至っていないこと、高齢化に伴うボランティア参加者の減少がみられること、ボランティアセンターへの社協以外からのボランティアの依頼が少ないこと、福祉懇談会などコロナ禍の影響を受けた事業の再開が課題となっています。

【総合的な相談体制・ケアマネジメント機能の充実】

相談内容に応じ、それぞれ適切な制度や機関などへつなぐとともに、複雑かつ多問題なケースに対しては解決策を検討し、関係機関とも連携を図りながら対応しています。

また、令和5年度より子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供しているほか、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた検討を行っています。

多問題を抱えたケースもあり、今後も相談内容に応じ、適切な制度や機関などへつないでいく必要があります。

また、相談窓口である子育て世代包括支援センターの周知を強化していく必要があるとともに、市区町村子ども家庭総合支援拠点は未設置であることから、専門である子ども家庭支援員の配置と相談室の確保が必要です。

2 計画の重点課題

これまでみてきた地域福祉をめぐる我が国の動向や本町の現状、住民・関係団体等の意識とニーズ、第2期大鰐町地域福祉計画の取組の振り返り等を踏まえ、本町が地域福祉を推進する上での重点課題をまとめると、次のとおりです。

(1) 地域住民がお互いに支え合う仕組みづくりの必要性の高まり

社会環境の変化や生活様式の変化などにより、地域づくりの基盤となる近所付き合いの希薄化や地域活動の活力低下が懸念されています。アンケート結果では、近所との付き合いについては、「何か困ったときに助け合える程度」が2割強にとどまり、今後の地域活動やボランティア活動への参加意向については、「参加したいとは思わない」が4割強を占めています。

本町の人口構成からみても、地域活動への参加者は今後さらに高齢化が進むことが見込まれており、若い世代の参加を促進する必要性が高まっています。また、地域の課題は地域が主体となって解決に向けて取組むことができるよう、すべての住民が、地域のことを自分のこととして捉え、主体的に取り組むことができるよう、行政主体による環境づくりはもとより、地域福祉の重要性に関する意識の醸成及びお互いに支え合う仕組みづくりを進める必要があります。

(2) 重層的な相談支援体制の必要性の高まり

核家族化の進行や高齢者単身世帯の増加などにより、困ったことや悩みごとがあるときに、身近なところに、気軽に相談できる相手がなく、一人で抱え込むケースが増加することが懸念されています。また、近くに公的な相談場所がなかったり、相談場所が分からなかったりといったケースも想定されます。

アンケート調査では、「民生委員・児童委員」、「社会福祉協議会」の認知度について、1割程度が「知らない」と回答しており、さらなる周知が必要です。

また、国においては、断らない相談、参加支援、多機関協働といった重層的な相談体制の整備を促進しており、関係団体等調査では、重層的支援体制整備事業に対する考えとして、約9割が“協働して取り組みたい”と回答しており、本町においても、関係機関等との連携を強化し、これらの国が示す方針に即した整備を進める必要があります。

(3)安全・安心に暮らせる地域づくりの必要性の高まり

近年においては、大規模災害が日本各地において発生しているほか、子どもや高齢者などの弱者が被害となる犯罪などが頻繁に報道されています。本町は比較的災害の発生が少ない地域ですが、災害に対する住民の意識は高まっているとともに、弱者を被害等から守る地域活動が行われているなど、安全・安心に対する住民の意識は高まりつつあります。

アンケート調査では、「地域の防災・防犯体制」について、3割弱の方が“不満”と回答しているほか、災害発生時の避難場所を3割弱の方が「知らない」と回答しています。

住民や事業者、行政が一体となり、自らの身は自らで守ることを基本的としつつ、日常からの見守りや防災訓練、防犯活動の実施など、弱者のみならず、すべての住民が、安全・安心に暮らせる地域づくりを進める必要があります。

(4)いつまでも自分らしく暮らせる地域づくりの必要性の高まり

誰もが住み慣れた地域で、いつまでも住み続けられる地域が地域福祉の理想の形であり、子どもから高齢者まで、障がいのある人、介護を必要とする人など、すべての人が、どのような状況になっても、必要なサービスを、必要なときに適切に利用しながら暮らせる環境づくりが重要です。

アンケート調査では、町の暮らしやすさについて、“暮らしやすいと思う”が約7割を占める一方、“暮らしやすいとは思わない”が3割弱を占めています。

また、町の保健福祉施策の充実のために重要な取組として、「交通の利便性の確保」、「健康や福祉についての情報提供の充実」、「子育て環境の充実」が上位に挙げられていることから、暮らしやすさを向上させるためにも、交通利便性の確保や情報提供及び子育て環境の充実が重要といえます。

国においては、施設から地域への移行を促す各種の福祉施策を展開しており、地域での自立を支え、自立が難しい人に対しては、十分な情報提供のもと、福祉サービスの利用に併せ、地域全体で支援する体制を構築する必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

福祉を取り巻く環境や本町における関連計画の動向、さらにはアンケート調査の結果などを総合的に踏まえ、本計画における基本理念を以下のように定めます。

□基本理念□

わになってみんなで支え合い、共に生きるまち 大鰐

この基本理念は、行政による一方的な扶助型の福祉ではなく、町民参画型の福祉(サービス利用者視点に立った福祉のあり方)へと転換していくことを願い、定めるものです。これまでの、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指すものです。

また、この基本理念は「第6次大鰐町振興計画」に定められた保健・医療・福祉分野に関する基本方針「助け合いで健やかな笑顔を育む」やまちの基盤に関する基本方針「安全で住みやすいまちを育む」、まちの運営に関する基本方針「持続可能なまちづくり体制を築く」の実現を目指すものともなっています。

2 基本目標及び施策体系

本計画の基本理念に基づき、以下のように基本目標を定めます。

(1)基本理念の実現に向けた基本目標の設定

①住民参画の推進と担い手の育成

人口減少や少子高齢化が急速に進むなか、町職員のみによる対応や、自治会などの地域コミュニティの対応のみでは一定の限界がみられるようになりました。

地域の課題は地域が一体となって取り組むべく、自助、互助、共助の意識高上を促進するとともに、地域活動の重要性を子どもたちに伝えたり、元気な高齢者のさらなる地域活動への参加を促進するなど、地域活動を担う人材の育成に取り組みます。

②地域で必要な支援を受けられる環境の整備

これまで、高齢者や障がい者、子どもといった対象者ごとに、一般的と考えられるニーズに対して、ニーズに対応したサービスを提供することによって、福祉施策が展開され、各制度等については成熟してきました。

しかしながら、公的な福祉サービスの対象とならない福祉ニーズや生活課題が表面化してきており、ニーズの多様化・複雑化も伴い対応が困難なケースが増加していることから、本町の実情に応じた関係機関との連携体制を強化するとともに、多分野の専門性を活かした新たなサービスの創造や関係機関がその特性を発揮して取り組むことができる環境づくりを目指します。

③地域生活の安全・安心を支える環境づくりの強化

全国的にも頻繁に発生している大規模な災害や高齢者などの社会的弱者が被害にあう犯罪など、安全・安心に関する住民の意識は高まっています。

自然災害など様々な災害や危機への対策とともに、住民の命と暮らしを守ることを最優先に、防犯・防災体制に関するインフラが整備され、ソフトとハードの両面から住民の安全が確保されるよう取り組みます。

また、住民一人ひとりによる自助や、近隣の助け合いやボランティアによる共助の取組が定着するよう、住民が「わ」になって、自らの地域を災害や事故、犯罪などから守る取組を推進します。

④地域福祉を支える町の体制強化

住民が主体となる地域福祉においては、行政が組織横断的に関係機関の連携を図っていくことが今まで以上に重要となります。

既存の福祉制度に基づくサービスの適正な提供に努めつつ、住民のより積極的な福祉への参加を目指し、必要な情報の提供や各種団体とのネットワーク強化、庁内における連携の強化を図っていきます。

(2) 施策体系

本計画の基本理念と基本目標に基づき、以下のように施策を定めます。

基本目標	施策
1 住民参画の推進と担い手の育成	(1) 住民同士の交流の促進
	(2) 福祉教育の推進
	(3) ボランティアの養成・NPO 活動への支援
2 地域で必要な支援を受けられる環境の整備	(1) 高齢者福祉サービスの充実
	(2) 障がいのある人への支援の充実
	(3) 子どもと子育て中の保護者への支援の充実
	(4) 健康増進と自殺対策の強化
	(5) 支援を必要とする人へのサポート
3 地域生活の安全・安心を支える環境づくりの強化	(1) バリアフリーのまちづくりの推進
	(2) 地域防犯・交通安全対策の強化
	(3) 権利擁護施策の強化
	(4) 災害に強い地域づくり
4 地域福祉を支える町の体制強化	(1) 住民への福祉情報の提供
	(2) 福祉団体とのネットワーク強化
	(3) 総合的な相談体制・ケアマネジメント機能の充実

第5章 施策の展開

基本目標1 住民参画の推進と担い手の育成

(1)住民同士の交流の促進

①施策の方向性

地域福祉の推進にあたっては、住民相互の関係性の構築のもと、住民の主体的な取組がコミュニティの強化につながる重要な取組であることから、生涯学習・生涯スポーツなどを通じて、日頃の住民同士の交流を支援するとともに、活動団体同士の交流を図ることで、地域のつながり力の強化を図ります。

②住民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】

- 地域活動に積極的に参加しましょう。
- 地域のサークルや団体同士との積極的な交流を図りましょう。
- 普段のあいさつなど、常日頃からの声かけを心がけましょう。

③町の取組

No.	主な取組	概要	担当課等
1	ニュースポーツフェスティバルの開催	若い世代に参加してもらうべく、町内の児童生徒とその保護者に参加してもらえるよう事業の情報発信に努めます。	学務生涯学習課
2	社会教育団体の支援	各団体の活動を積極的に発信し、住民からの理解と認知度を上げることにより新規団体員の確保に取り組みます。	学務生涯学習課
3	ほのぼのコミュニティ 21 推進事業	つながりや見守りを必要としていない人への関わり方等、機微な部分について住民の理解を得られるようにします。	保健福祉課 社会福祉協議会

(2)福祉教育の推進

①施策の方向性

地域住民が地域生活課題について「我が事」として受け止められるような学習や研修機会を充実すること、また、ボランティア活動等に触れる機会を充実することにより、共に生きる力や町民性を育み、地域共生社会の実現に寄与することが期待できることから、すべての人が等しく違うことを認識し、互いに尊重し、自分らしく生きることのできる社会の構築に向けて、福祉教育の推進に努めます。

②住民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】

- 地域で行われるイベントや行事に積極的に参加しましょう。
- ボランティアに参加しましょう。

③町の取組

高齢になっても住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、地域包括ケアシステムを構成する医療、介護、介護予防、住まい、生活支援などの多様な地域資源情報を集約し、多職種及び関係機関が情報を一体的に入手できる仕組みづくりを行います。

No.	主な取組	概要	担当課等
1	障害理解のための普及啓発 (地域生活支援事業)	相互理解を深めるために、回覧やホームページでの普及啓発に取り組みます。	保健福祉課

(3)ボランティアの養成・NPO 活動への支援

①施策の方向性

ボランティア活動は、地域住民が地域の課題に対する関心や参加意識を高め、地域福祉の推進にあたっての重要な役割を担うことから、人口減少が進み、担い手不足が危惧されるなかにおいても、社会貢献活動を行う個人・団体(法人)に対し、必要な支援を総合的に行うほか、地域福祉の担い手としてのボランティア(団体)及び NPO 団体の育成を図り、多様な社会的課題に対応することができる環境づくりを目指します。

②住民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】

○まちづくりに関心を持ちましょう。

○ボランティアなどの地域福祉活動に参加しましょう。

基本目標2 地域で必要な支援を受けられる環境の整備

令和5年(2023)年6月16日に公布された認知症基本法の趣旨を踏まえ、認知症になっても誰もが安心して暮らせ、社会の一員として活躍できるまちづくりの実現に向けて、認知症施策の充実を図るとともに、総合的な取組を推進します。そのため、認知症の人や家族等が自らの思いを発信する機会の拡大とその意向を尊重し、関係機関等とも連携しながら認知症を理解し、支え合う認知症施策を推進します。

(1)高齢者福祉サービスの充実

①施策の方向性

高齢者福祉サービスの充実は、高齢者の尊厳と自立を支えるだけでなく、地域の活性化や地域共生社会の実現にも貢献することが期待されることから、国や県の動向を踏まえつつ、いきいきと暮らすことができる環境づくりに向けて、高齢者施策の強化を図っていきます。

②住民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】

- 地域で開催されているサロン活動に積極的に参加しましょう。
- 一人で抱え込まず、周りの人に相談しましょう。
- 介助・介護する人は、行政機関や事業所等に相談しましょう。

③町の取組

No.	主な取組	概要	担当課等
1	地域介護予防活動支援事業	年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の地域活動を支援します。	保健福祉課
2	緊急通報装置設置事業(福祉安心電話)	社会福祉協議会が主体となり実施している「福祉安心電話サービス事業」について、補助金を交付することで利用する高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の経済的な負担を軽減するとともに日常生活の安心の確保ができ、不安解消へつなげます。	保健福祉課 社会福祉協議会
3	介護用品支給事業	要介護4・5の認定を受けている方を自宅で介護している家族(市区町村民税非課税世帯)を対象に、紙おむつなどの介護用品を支給することで、介護者の経済的な負担を軽減します。	保健福祉課

No.	主な取組	概要	担当課等
4	老人クラブ連合会の運営・活動支援	「老人クラブ」という名称のため若い世代(60~70代)の入会が見込めないため、名称変更も考えつつ、活動内容を積極的に発信して会員増加に努めます。	保健福祉課 社会福祉協議会 老人クラブ連合会
5	老人福祉センター事業	主に高齢者に対し、生きがい活動及び健康づくりの場として、老人福祉センターの温泉や交流の場を開放します。	保健福祉課 社会福祉協議会
6	高齢者入浴福祉バス事業	デマンドバスやタクシーを利用し、冬期間における高齢者の閉じこもり予防を図るとともに、老人福祉センターの娯楽室や浴場などを活用し、健康の維持増進や高齢者相互の交流の促進を図ります。	社会福祉協議会
7	介護予防・日常生活支援総合事業に基づくサービスの提供	高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活を送るためには介護保険制度だけでは限界があるため、「地域包括ケアシステム」を深化させるとともに、本人の力や住民相互の力を引き出し、主体的に地域住民が助け合う仕組み作りが構築されるよう生活支援コーディネーターと連携し、介護予防・日常生活支援総合事業を推進していきます。	保健福祉課
8	認知症サポーター養成講座の開催	認知症についての正しい知識の習得により、認知症の方やその介護を行う家族を見守り、必要なときに手助けができる支援者を養成し、地域における見守り体制を構築します。 認知症サポーター等が支援チームを作り認知症の方や家族を具体的な支援につなげる仕組み(チームオレンジ)作りに取り組みます。	保健福祉課
9	認知症講演会の開催	認知症が身近な病気であるという理解を普及・啓発していくため、講演会を開催します。	保健福祉課
10	認知症地域支援推進員による支援ネットワークの構築	認知症の方に対して効果的な支援を行う体制を構築するため、認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談体制と認知症の容態の変化に応じた、医療、介護及び生活支援を行うサービスのネットワークの形成と情報の周知に努めます。また、地域の実情に応じて、認知症のケアの向上を図るための取組を推進します。	保健福祉課

No.	主な取組	概要	担当課等
11	認知症カフェの開催	認知症の方やその家族、地域住民、専門職などが、地域で気軽に集まることのできる機会を提供します。また、参加者からの希望により専門職による相談支援を行います。	保健福祉課
12	認知症介護家族の集いの開催	認知症に関する基本的知識及び介護方法などを習得するとともに、介護から一時的に解放され、介護者同士が交流できる場を提供します。	保健福祉課
13	高齢者短期宿泊事業	虐待を受けている高齢者及び養護の必要性がある高齢者等を、養護老人ホームの空き部屋を活用し、一時的に入所させることにより、生活習慣等の指導や体調管理を図り、要介護状態への進行を予防します。	保健福祉課
14	見守り配食サービス (地域支援事業)	高齢者の一人暮らし及び夫婦のみの世帯で栄養改善と見守りが必要な方を対象に、定期的に自宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供することで栄養の改善を図るとともに、在宅確認による見守りを行い、緊急時の早期対応につなげます。	保健福祉課
15	家族介護慰労金の支給	非課税世帯で、要介護3・4・5で介護保険サービスを利用していない在宅高齢者を介護する家族に対し、慰労金を支給します。	保健福祉課
16	シルバー人材センター事業	就労、地域貢献活動、趣味活動など健康で意欲ある高齢者が活躍できる機会の拡大に努めます。	社会福祉協議会
17	地域ケア会議の開催	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めるため、地域特有の課題を発見するとともに、その地域課題を解決するための新たな施策の立案などにつなげます。	保健福祉課

(2)障がいのある人への支援の充実

①施策の方向性

平成28年5月に改正された「障害者総合支援法」には、障がいのある人が住み慣れた地域で可能な限り必要な支援を受けられるようにすること、社会参加の機会の確保などが基本理念として定められていることから、障がいのある人の尊厳と自立を守るだけでなく、多様な人々が共に暮らす共生社会の実現に向けて取り組みます。

②住民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】

- 困っている人がいたら、相談に乗りましょう。
- 一人で抱え込まず、周りの人に相談しましょう。

③町の取組

No.	主な取組	概要	担当課等
1	障害福祉サービスの適切な提供	相談支援事業所と連携し適切なサービス提供します。	保健福祉課
2	理解促進研修・啓発事業（地域生活支援事業）	パンフレットだけではなく、広報誌等にも掲載します。	保健福祉課
3	障害者虐待防止センターにおける相談窓口の設置	「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人の虐待に関する相談を受け付けます。	保健福祉課
4	地域活動支援センター（地域生活支援事業）による生きがいづくり	障がいのある人の地域生活を支援するために、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜供与を行います。	保健福祉課

(3)子どもと子育て中の保護者への支援の充実

①施策の方向性

令和2年の国勢調査によると、本町の子ども(0～14歳)の人口は631人で、全人口の7.3%を占め、平成22年の国勢調査時点の1,062人から431人減少しており、全人口の割合も9.7%から2.4ポイント下がっています。次世代を担う子どもの減少は、地域の活力の低下を招くことから、子育てを“社会全体で支える”意識の醸成と子どもが健やかに育ち、地域を担う人材として活躍できるような地域づくりに取り組みます。

②住民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】

- 身近に悩んでいる人がいたら相談に乗ったり、相談先を教えてあげましょう。
- 一人で悩みを抱え込まず、他の人に相談しましょう。

③町の取組

No.	主な取組	概要	担当課等
1	子ども医療費給付事業	18歳(高校3年生相当)までの医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	保健福祉課
2	妊娠・出産期における切れ目のない支援と子育ての負担・不安の軽減	母子健康手帳の交付、窓口相談、妊産婦健康診査、妊産婦訪問、乳児家庭全戸訪問事業を実施します。 また、乳幼児健康診査(歯科健診)及び健康相談、乳幼児期からの食育や任意予防接種の助成を実施します。 相談窓口である子育て世代包括支援センターの周知、いつでも相談できる環境づくり、子育て相談支援の充実を図ります。	保健福祉課
3	学校保健との連携	小中学校と連携し、朝食づくり教室及び思春期教室、SOSの出し方教育を実施します。	保健福祉課
4	児童館事業	子どもたちの健全な遊びや放課後の安全な居場所を提供します。放課後児童クラブの運営し、子育て中の保護者の相談やサークル支援を実施します。	保健福祉課 社会福祉協議会
5	放課後児童健全育成事業	日中保護者がいない家庭の児童が安心・安全に過ごせる居場所を提供します。職員及び支援員の質の向上を目的に、研修への積極的な参加を促します。	保健福祉課 社会福祉協議会
6	子育て支援情報発信事業	町ホームページの更新、チラシの配布及び子育て応援アプリによる配信により、子育て支援情報を発信します。 また、すべての子育て世代にタイムリーな子育て支援情報が届くよう、子育て応援アプリの登録を促していきます。	保健福祉課
7	地域子ども・子育て支援事業	地域住民の意見を取り入れつつ、子育て支援の充実を図っていきます。	保健福祉課
8	母親クラブの運営・活動支援	親子や文化活動を通して交流を深めます。また、児童に関する研修活動や事故防止活動などを行います。	保健福祉課 社会福祉協議会 母親クラブ
9	大鰐の元気！もりもり子育て応援事業	子育て世帯に大鰐産品を贈呈することで、出産・子育て世代の大鰐町に対する郷土愛の醸成と、大鰐産品の地域内利用を促進し、町ぐるみ「オール大鰐」での産業の活性化を促進します。	農林課

No.	主な取組	概要	担当課等
10	スクールカウンセラー配置・派遣事業	学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るためスクールカウンセラーを配置・派遣します。児童生徒の問題行動やいじめ、不登校などの諸問題を未然に防止または解決するための支援並びに教育相談について、教員及び学校に対し指導・援助を行います。	学務生涯学習課
11	スクールソーシャルワーカー配置事業	問題を抱える児童生徒が置かれている環境に働きかけ、その改善を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置します。学校及び関係機関等とのネットワーク構築、学校内のチーム体制構築や、保護者・教職員の支援について、教員及び学校に対して指導・援助を行います。	学務生涯学習課

(4)健康増進と自殺対策の強化

①施策の方向性

健康増進と自殺対策の強化は、国が重視している課題の一つであり、健康日本21(第三次)を策定し、令和6年度から17年度までの12年間にわたって、国民の健康づくりを社会全体で推進するための基本的な方針を示すとともに、令和4年10月には、新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、自殺の原因や背景に応じた多様な対策を推進しています。

本町においても、町民みんなが自らの健康に関心を持ち、お互いに支え合いながら、町全体で健康づくりを推進するとともに、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを進めていきます。

②住民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】

- 生活習慣の改善を図り、日々健康的な生活を送りましょう。
- 塩分や糖分などを摂り過ぎないようにしましょう。
- 生活に運動を取り入れ、継続的に身体を動かしましょう。
- 定期的に健(検)診を受けましょう。
- 健康に関する正しい知識を習得し、日々の健康づくりに取り入れましょう。

③町の取組

No.	主な取組	概要	担当課等
1	健康相談の実施	<p>妊娠期から高齢期まで、それぞれに応じた健康づくりを支援するため、月2回の相談日を設け、健康相談を実施します。</p> <p>また、役場庁舎内での血管年齢測定のほか、随時健康に関する相談を受け付けます。</p> <p>健康相談について積極的に周知し、相談しやすい体制づくりを行い、利用を促します。</p>	保健福祉課
2	心配ごと相談事業	<p>町民の生活上の心配ごと、社会的な問題について相談する機会を設け、相談に対し相談員より助言、援助、情報提供を行います。</p>	社会福祉協議会
3	こころの相談会(自殺予防対策事業)の開催	<p>司法書士、精神保健福祉士、保健師による総合的な相談会を年3回実施します。</p> <p>自殺の社会的要因である失業・倒産・多重債務問題などに対する生活相談と、食欲不振・不眠などの健康的要因に関する相談をあわせて行うことにより、自殺予防を図ります。</p>	保健福祉課
4	メンタルチェックシステム「こころの体温計」の提供	<p>住民が気軽に自らの心理状態を知ることができるよう、ウェブ上で気軽にメンタルチェックができる「こころの体温計」システムを提供し、より多くの利用につながるよう、サービスの周知方法について検討を行います。</p>	保健福祉課
5	ゲートキーパー養成講座の開催	<p>町職員や、日頃から住民と接する機会の多い民生委員・児童委員等を対象に、ゲートキーパー養成講座を実施します。開催計画の見直しや養成講座対象者の拡大により、ゲートキーパーの増加を図ります。</p>	保健福祉課
6	大鰐町自殺対策計画の推進	<p>いのちとこころを支える大鰐町自殺対策計画(第2期)に基づき、自殺対策の推進を図ります。</p>	保健福祉課
7	自殺予防対策の普及啓発事業	<p>相談窓口の連絡先やうつ病チェックリストなどを記載したチラシやポケットティッシュ、ステッカーの配布により、適切な支援の提供につながるよう、町民への周知を図ります。</p>	保健福祉課

No.	主な取組	概要	担当課等
8	一般介護予防事業 (介護予防普及啓発事業)	支援を必要としない高齢者が、その状態をできるだけ長く維持できるよう、介護予防教室の内容等の見直しによる効果的なプログラムを提供することで、要介護状態とならないよう取り組みます。	保健福祉課
9	平均寿命を1歳延ばそうプロジェクトの推進	検(健)診受診率の向上により、町の主要な死因である「がん」及び「循環器疾患」の要因である生活習慣病の早期発見・早期治療を促します。健康イベントや健康教育により、町民の健康意識の高揚と啓発を図ります。	保健福祉課

(5) 支援を必要とする人へのサポート

① 施策の方向性

失業や離婚、病気や障がいなどの様々な要因で収入が減少した人や、低賃金や非正規雇用などで安定した収入が得られないなどにより、経済的な理由で生活に必要なものやサービスを十分に得ることができない生活困窮は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるものの表面化していない場合があります。

貧困は、個人の問題ではなく、社会全体の問題であり、私たち一人ひとりが、貧困に関する正しい情報を得て、関心を持ち、声をあげ続けることが大切であることから、制度の狭間で悩みごとを抱える人に対し、適切な支援を届けることができるよう、包括的な相談支援体制の構築を進めるとともに、地域福祉活動を支援し、地域力の向上を図ります。

また、再犯防止対策の必要性・重要性が認識されるようになってきていることから、再犯の防止は地域が一丸となって取り組むべき喫緊の課題という認識のもと、再犯防止推進計画に基づき、立ち直りをみんなで支える地域づくりに取り組みます。

② 住民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】

- 一人で悩まず、身近な人や相談窓口にご相談しましょう。
- 周囲の方に関心を持ち、悩んでいる人がいたら相談に乗りましょう。

③町の取組

No.	主な取組	概要	担当課等
1	たすけあい資金貸付事業	<p>低所得世帯等に対し、資金の貸付と必要な生活援助や指導を行い、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ります。</p> <p>生活状況の確認を都度行い、生活の見直しや不安の軽減に努めるほか、自殺リスクが高いと判断されるケースでは、生活困窮者自立支援事業等の関連事業も活用しながら支援を行います。</p>	社会福祉協議会
2	生活福祉資金貸付事業	<p>低所得世帯等に対し、資金の貸付と必要な生活援助や指導を行い、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ります。</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し、効果的に生活困窮者の自立の促進を図ります。</p>	社会福祉協議会
3	生活困窮者自立支援事業への協力	<p>経済的な困窮など、様々な相談に対し、中南地域自立相談窓口や社会福祉協議会などの関係機関と連携、情報を共有し、問題解決を図ります。</p>	保健福祉課 社会福祉協議会
4	貧困対策のための関係機関との連携及び情報共有	<p>経済的な困窮など、様々な相談に対し、中南地域自立相談窓口や社会福祉協議会などの関係機関と連携、情報を共有し、問題解決を図ります。</p>	保健福祉課 社会福祉協議会
5	再犯防止の推進	<p>大鰐町再犯防止推進計画に基づき、立ち直りを地域で支えます。</p>	住民生活課

基本目標3 地域生活の安全・安心を支える環境づくりの強化

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

① 施策の方向性

高齢化が進行するなか、坂道が多いなどの本町の地形の特性上、障がいのある人などにとっては、外出が困難な環境となっています。

「障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する法律(バリアフリー新法)」、「青森県福祉のまちづくり条例」の趣旨や内容を踏まえた上で、必要な住宅・公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、日常生活に必要な移動手段を町民に提供し、すべての人が必要な支援を受けやすい環境づくりを進めます。

② 住民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】

○まちなかで困っている人をみかけたら、声をかけましょう。

○歩道や路肩に、通行を阻害するものは放置しないようにしましょう。

③ 町の取組

No.	主な取組	概要	担当課等
1	公共施設のバリアフリー化	バリアフリー化、ユニバーサルデザイン等の促進を図り、障がいのある人・高齢者が利用しやすい公共建築物の改善整備を検討します。今後も建て替え又は大規模改修の都度、随時改善整備を行います。	企画観光課
2	通行しやすい道路の整備	整備計画に基づいて地域住民の安全と利便性を高めるため、集落間における連絡道路の整備を促進します。	建設課
3	冬期の道路対策	整備計画に基づいて地域住民の安全と利便性を高めるため、流融雪溝の整備を促進します。	建設課
4	バリアフリー設備の設置・改修	公園等のスロープ、車いす用トイレの設置や段差等、関係者と協力しながら推進します。今後も使用者の要望に基づきバリアフリー化の推進に努めます。	企画観光課
5	住宅改修費の給付(介護保険給付サービス)	高齢者が住み慣れた家で安心して生活が続けられるように、改修のための相談や費用の助成を行い、住まいのバリアフリー化を促進します。	保健福祉課

No.	主な取組	概要	担当課等
6	住宅改修費の給付 (地域生活支援事業)	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うものについて、原則1回として、住宅改修費を給付します。	保健福祉課
7	スネカラバスの運行 (予約制バス)	あらかじめ乗り降りしたい「時間」と「バス停」を予約することにより便利で経済的な公共交通機関を目指します。	企画観光課

(2)地域防犯・交通安全対策の強化

①施策の方向性

地域の安全は地域で守ることをモットーに、地域の実情やニーズに応じて柔軟に実施することが重要であることから、一人ひとりが自分の地域の安全に責任を持ち、地域の安全の確保に向けた各種取組に積極的に参加することができる環境づくりを促進するとともに、事故や犯罪等に巻き込まれないよう、関係機関との連携のもと、正しい知識の普及・啓発に努めます。

②住民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】

- 特殊詐欺など、増加する犯罪について、正しい知識を身につけましょう。
- 消費者相談窓口など、相談先を把握しておきましょう。
- 普段から家族と定期的な連絡をとりましょう。
- 道路を通行する際には交通規則を守りましょう。

③町の取組

No.	主な取組	概要	担当課等
1	暴力追放フェアの開催	大鰐町防犯協会がイベントの開催時に啓発グッズを配布します。活動の強化期間が短いため、イベント時に積極的な活動に努めます。	住民生活課
2	通学指導員の配置	通学指導員を駅前や羽黒橋付近交差点に配置し、登下校中の小中学生の交通指導を行います。	学務生涯学習課
3	消費者被害防止のための啓発活動	パンフレット等を配布するなど、関係機関との連携のもと、消費者トラブルの啓発活動を強化し、消費者の自己防衛意識を高めます。	企画観光課

(3) 権利擁護施策の強化

① 施策の方向性

障がいや認知症等により、日常生活を送る上で何らかの支援が必要な人が増えることが見込まれるなか、判断能力が不十分な方などの権利を守り、尊厳のある本人らしい生活を継続できるように、高齢者福祉、障がい者福祉などをはじめとする様々な制度の周知を進めていくとともに、支援を必要とする人が適切に利用できるような取組を進めます。

② 住民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】

- 虐待などが疑われる場合には、本人の相談に乗り、支援が必要な場合には行政などの相談支援機関や民生委員・児童委員などに知らせましょう。
- 一人で悩まず、身近な人や相談窓口にご相談しましょう。
- 成年後見制度などの権利擁護に関する制度について積極的に学びましょう。

③ 町の取組

No.	主な取組	概要	担当課等
1	特設相談所の開設	虐待・いじめ・DV・遺産相続等の身近な人権問題に関する相談所を開設し、周知の充実を図ります。	住民生活課
2	人権啓発活動の推進	イベント時において人権啓発活動呼びかけます。	住民生活課
3	権利擁護業務 (地域支援事業包括的支援事業)	高齢者に対する詐欺や消費者被害、高齢者虐待に関する内容を周知していくとともに、早期発見や防止、対応に努めます。複雑化・多様化する生活課題に対し、適切なサービスや機関につなげていきます。	保健福祉課
4	健やか・見守りネットワーク(地域支援事業任意事業)	健やか・見守りネットワーク会議や健やか・見守りネットワーク模擬訓練により、徘徊高齢者発生時の連絡体制や支援体制についての協議と声掛けや誘導等の訓練を行います。 健やか・見守りネットワーク緊急システムにより、協力機関の支援を得ながら、高齢者の早期発見・早期保護に努めます。	保健福祉課

No.	主な取組	概要	担当課等
5	認知症高齢者徘徊見守りカード交付事業(地域支援事業任意事業)	認知症などにより徘徊又は徘徊のおそれがある高齢者に対し、家族の申請に基づいて事前に登録を行い、見守りカードを交付し、行方不明になった場合には速やかな保護につなげます。取組の周知を徹底するなどして積極的な推進を図ります。	保健福祉課
6	成年後見制度利用支援事業	低所得の高齢者や障がい者への成年後見制度の申し立てに要する経費や成年後見人等への報酬の助成を行います。	保健福祉課
7	高齢者短期宿泊事業【再掲】	虐待を受けている高齢者及び養護の必要がある高齢者に対し、養護老人ホームの空き部屋を利用し、一時的に入所させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調管理を図り、要介護状態への進行を予防し、高齢者及びその家族の福祉の向上を図ります。	保健福祉課
8	障害者虐待防止センターにおける相談窓口の設置	「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人の虐待に関する相談を受け付けます。	保健福祉課
9	弘前圏域権利擁護支援事業	圏域の構成市町村にて設置した中核機関「弘前圏域権利擁護支援センター」を共同で運営し、権利擁護に関する広報・相談・成年後見制度利用促進(市民後見人養成等)、市民後見人支援等、関係機関と連携を図ります。	保健福祉課
10	大鰐町虐待等防止協議会の設置	児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待及び配偶者等からの暴力の防止を図るため、関係機関等の代表者をもって組織される代表者会議及び実務者会議において被害者等の支援について協議・検討します。	保健福祉課

(4)災害に強い地域づくり

①施策の方向性

全国的に大規模災害が発生するなか、比較的大きな災害が少ない本町においても、日頃からの災害に対する備えの重要性が高まっていることから、支援が必要な人に対する支援体制の充実などの行政による環境整備に加え、見守りや安否確認等を通じた近隣住民同士のつながりの強化を促進します。

②住民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】

- 日頃から近隣の人と積極的にコミュニケーションをとりましょう。
- 防災訓練に参加しましょう。
- 避難場所や避難経路、非常持ち出し品の確認をしましょう。

③町の取組

No.	主な取組	概要	担当課等
1	大鰐町総合防災訓練	毎年、総合防災訓練を実施することにより、町内各業者が参画し、災害時の対応を確認、連携の強化を図ります。	総務課
2	避難行動要支援者名簿の作成・更新	作成した名簿の更新作業を行いながら、新規対象者を追加し、関係機関との連携の強化を図ります。	総務課 保健福祉課
3	独居及び高齢者世帯名簿の作成・更新	独居高齢者及び高齢者世帯の台帳を作成し、関係者との情報共有を図ります。また、地域や関係者から相談を受けた際は日頃からの安否確認や緊急時の対応に役立てます。	保健福祉課
4	福祉避難所の設置	指定避難所での生活に支障があると認められる方を受け入れるための避難所として町内外の福祉施設と協定を締結しています。	保健福祉課

基本目標4 地域福祉を支える町の体制強化

(1)住民への福祉情報の提供

①施策の方向性

地域福祉の推進にあたっては、福祉に関する情報が団体・事業者のみならず、すべての住民に共有され、一体となって取り組む必要があることから、町が取り組む福祉関連事業について、広報やイベント等を通じて周知を図るとともに、制度の改正等があった場合には、速やかかつ正確な情報共有を図ります。

②住民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】

- 福祉に関する情報を積極的に収集しましょう。
- 福祉に関する情報を周囲に教えてあげましょう。
- 地域の活動に積極的に参加しましょう。

③町の取組

No.	主な取組	概要	担当課等
1	LINE、防災あじらメール、広報誌の活用	広報誌等を通じて、町民に福祉サービス等の情報を提供します。	総務課
2	障害福祉サービス等普及啓発事業	パンフレットだけでなく、広報誌等にも掲載します。	保健福祉課
3	子育て支援情報発信事業【再掲】	町ホームページの更新、チラシの配布及び子育て応援アプリによる配信により、子育て支援情報を発信します。 また、すべての子育て世代にタイムリーな子育て支援情報が届くよう、子育て応援アプリの登録を促していきます。	保健福祉課
4	住民ガイドブックの発行	制度改正や暮らしに役立つ生活情報の更新など、使用する方々への変更情報の周知を図ります。	総務課

(2)福祉団体とのネットワーク強化

①施策の方向性

地域の福祉課題の解決や地域づくりのためには、社会福祉法人やNPO、ボランティア団体などの福祉団体との連携・協働が不可欠であることから、地域内での支え合いを活発にし、地域力の向上を図れるよう、福祉サービスを提供する事業所やボランティア団体等との連携による福祉ネットワークの強化を図ります。

②住民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】

- 地域で行われるイベントなどに積極的に参加しましょう。
- 福祉関連団体等に関心を持ちましょう。
- 幅広い世代と交流しましょう。

③町の取組

No.	主な取組	概要	担当課等
1	保健協力員会活動支援	健康イベントや研修会への参加を促し、健康増進のリーダーとして活動できるよう支援します。健康教室、健康イベントを通じて、健康づくりに関心を持つ者を増やし、保健協力員の人材確保につなげます。	保健福祉課
2	食生活改善推進員会活動支援	食を通じた健康づくりのボランティアとして食育の普及啓発・健康おおわに21の推進を図るための活動を支援します。 会員が研修等に積極的に参加できるような環境づくりを行うとともに、養成講座を実施し人材育成を図ります。	保健福祉課
3	自主防災組織の育成・機能強化	避難行動要支援者と自主防災組織との連携を図るため、各種会議等における情報交換や連携体制の構築に努めます。	総務課
4	大鰐町環境・文化ボランティア協会への支援	ボランティア参加者の増加に向け、支援と連携を強化するとともに活動の情報発信に努めます。	学務生涯学習課
5	福祉懇談会の実施	地域共生社会の構築を目指し、小地域単位で地域住民が地域課題や福祉課題について自ら考え、お互いに支え合う体制づくりのための話し合いの機会を提供します。	保健福祉課 社会福祉協議会
6	ほのぼのコミュニティ21推進事業【再掲】	つながりや見守りを必要としていない人への関わり方等、機微な部分について住民の理解を得ていきます。	保健福祉課 社会福祉協議会

No.	主な取組	概要	担当課等
7	世代間交流事業 【再掲】	地域で暮らす子ども、親世代、高齢者等の交流機会を増やし、世代を超えたつながりづくりを目的としています。農作業や調理、お茶会など、それぞれが役割を持って協力する行事を開催します。	社会福祉協議会
8	ふれあい広場の開催 【再掲】	地域で暮らす子ども、高齢者、障がい者をはじめ、多くの住民や福祉施設、関係団体等が参加し、交流する機会を提供します。	社会福祉協議会

(3)総合的な相談体制・ケアマネジメント機能の充実

①施策の方向性

8050やダブルケアなど、1つの世帯や個人が、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの複数の属性やリスクに関わる課題を抱えている状態への対応として、生活課題を総合的に捉え、解決に向けたコーディネートの機能を果たす機関が必要であることから、子ども・子育てや障がい者福祉、高齢者福祉といった各分野におけるサービス提供者間の連携を図り、情報を共有するとともに、それぞれの分野において、専門性の高い人材の育成を推進します。

②住民一人ひとりが地域で取り組むこと【自助・互助・共助】

- 支援活動を行う個人・団体同士で情報交換を積極的に行いましょう。
- 困りごとや悩み等を抱えている世帯や人がいたら、相談先を教えてください。
- 幅広い知識を積極的に身につけましょう。

③町の取組

No.	主な取組	概要	担当課等
1	心配ごと相談事業 【再掲】	町民の生活上の心配ごと、社会的な問題について相談する機会を設け、相談に対し相談員より助言、援助、情報提供を行います。	保健福祉課 社会福祉協議会
2	地域包括支援センターによる総合相談業務	高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が総合相談を実施します。相談内容は介護、福祉、健康、医療、権利擁護など様々であることから、適切な支援を提供できる機関へとつなぎます。	保健福祉課

第6章 成年後見制度利用促進基本計画(第二期大鰐町成年後見制度利用促進基本計画)

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、その人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで法律的に支援する制度です。

団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる令和7年度には、75歳以上が全人口の18%となると見込まれ、少子高齢化の進行や高齢者世帯の核家族化などに伴い、地域コミュニティの希薄化による地域の支え合いの低下が懸念されています。また、認知症高齢者の増加や知的・精神障がい者の親亡き後に関連する対応も求められています。こうした状況でも、住み慣れた地域において、すべての住民が尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるように地域共生社会の実現を目指す必要があります。

国においてはノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向け、成年後見制度の利用促進の基本理念等を定めた「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」という。)が平成28年5月に施行され、促進法に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「国の第一期計画」という。)が平成29年3月に閣議決定されました。国の第一期計画では、令和3年度までの5年間を計画期間として、成年後見制度の利用の促進に関する総合的かつ計画的な推進を図ってきましたが、さらなる施策の推進を図る必要があることから新たな基本計画となる「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(以下「国の第二期計画」という。)が令和4年3月に閣議決定されました。

促進法第14条には市町村の講ずる措置が規定され、また国の第二期計画には市町村の役割が明記されています。

これらの動向を踏まえ本町では、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に実施することにより、支援を必要とする人がその人にあった制度を利用できるようにしていこうとするものです。

(2) 計画の位置づけ

第二期大鰐町成年後見制度利用促進基本計画(以下「本計画」という。)は、促進法第14条に規定する市町村の講ずる措置となる基本的な計画として策定するものです。

(3)計画期間

国の第二期計画は、令和4年度から令和8年度までの概ね5年間で念頭に定められています。本町では、大鰐町地域福祉計画と合わせ、令和10年度までとします。

(4)計画の進行管理及び評価

本計画は大鰐町地域福祉計画の一部として策定するものです。そのため、取組状況の点検及び評価については、大鰐町地域福祉計画の進行管理と一体的に行います。

(5)周辺自治体との協力

弘前圏域8市町村(弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村)では、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用を必要とする人が制度を利用できるような地域体制を構築するため、令和2年度より「弘前圏域権利擁護支援事業」に取り組んでいます。各々の市町村が作成する第二期成年後見制度利用促進基本計画においても、目指す姿を共有し、協力を図っていきます。

2 成年後見制度利用に関する現状

(1)市町村長申立

成年後見制度は、制度利用者である本人、配偶者、四親等以内の親族が申し立てることができますが、成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申立てを行うことが難しい場合で、特に必要があるときは市町村長が申し立てることができます。

本町では、各年度1～2件程で推移しており、すべて後見類型となっています。

市町村長申立の利用実績／弘前圏域全体

単位:件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町長申立	13	17	25	24	24	31
①後見	11	15	21	20	22	24
②保佐	2	2	4	4	1	7
③補助	0	0	0	0	1	0

(資料):弘前圏域権利擁護支援センター事務局

町長申立の利用実績／大鰐町

単位:件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町長申立	1	1	2	1	2	1
①後見	1	1	2	1	2	1
②保佐	0	0	0	0	0	0
③補助	0	0	0	0	0	0

(資料):大鰐町保健福祉課

(2)成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、申立てに必要な経費(収入印紙代、登記印紙代、郵便切手、診断書料、鑑定費用など)及び家庭裁判所の審判に基づく成年後見人等の報酬の全部又は一部を助成しています。

本町では、助成件数を報酬助成が占めており、横ばいから減少傾向にあります。

なお、弘前圏域8市町村では、当該事業における体制の平準化及び圏域市町村間での事務の円滑化を図るための取組として、令和4年4月1日より各々の市町村が制定・運用している成年後見制度利用支援事業実施要綱の内容を統一しています。

成年後見制度利用支援事業の利用実績／弘前圏域全体

単位:件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	45	54	59	76	76	103
①費用助成	5	5	7	16	6	14
②報酬助成	40	49	52	60	70	89

町長申立の利用実績／大鰐町

単位:件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	3	2	2	2	0	1
①費用助成	0	0	0	0	0	0
②報酬助成	3	2	2	2	0	1

(資料):大鰐町保健福祉課

(3)弘前圏域権利擁護支援事業

弘前圏域8市町村では、「弘前圏域権利擁護支援センター」を中核機関として設置し、共同で運営しています。

当センターは、地域連携のネットワークを構築し、次の業務を行います。

①権利擁護の相談支援

本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行います。

②権利擁護支援チームの形成支援

専門職などと連携して、権利擁護支援の方針を検討し、その方針に基づいて成年後見制度の申立て方法や適切な後見人等候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援チームの体制を構築します。

③権利擁護支援チームの自立支援

地域の実情に応じて、各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームの体制によって課題解決に向けた支援を適切に行うことができるよう、必要な支援を行います。

④その他成年後見制度利用促進に関すること

成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての広報啓発を地域住民や関係機関に対して、研修会等を通じて行うとともに、市民後見人等養成研修を実施し、成年後見制度のみならず他の権利擁護支援の担い手を確保するなど成年後見制度の利用促進を図ります。

また、「弘前圏域権利擁護支援連絡会」を設置し、広域的な観点から重層的な成年後見制度利用の支援体制を構築していきます。

(ア)権利擁護に関する相談支援

認知症、知的障がいその他の精神上的障がいにより判断能力が不十分で、日常生活を送ることに不安がある方について、成年後見制度の利用などにより安心して自分らしく暮らせるよう相談支援を行っています。

弘前圏域権利擁護支援センターを設置した令和2年度は、相談件数が494件でしたが、少子高齢化の進行による認知症高齢者の増加に伴い、令和3年度には、854件と約1.7倍に相談件数が増加しています。

「権利擁護に関する相談支援の利用実績」

単位:件

内 訳		年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
弘前圏域 8市町村	弘前市		566	763	928
	黒石市		64	66	114
	平川市		45	26	48
	藤崎町		54	43	31
	板柳町		10	25	11
	田舎館村		28	2	3
	西目屋村		1	0	1
	大鰐町		13	30	12
青森県内その他市町村			37	40	64
青森県外			36	40	43
相談件数合計			854	1,035	1,255

(資料):弘前圏域権利擁護支援センター事務局

※相談者居住地での件数をカウント

(イ)弘前圏域市民後見人等養成研修

少子高齢化の進行により成年後見制度の利用者が増加することに伴い、成年後見人等の担い手が不足することから、住民が互いに支え合う仕組みとして市民後見人等を育成する「弘前圏域市民後見人等養成研修」を令和4年度に開催し、17名が養成研修を修了しています。「弘前圏域市民後見人等候補者名簿」には修了者全員が登録し、令和5年3月末時点で8名の市民後見人が誕生しています。

「弘前圏域市民後見人等養成研修の実績」

単位:件

内 訳		名簿登録者数	受任者数
弘前圏域 8市町村	弘前市	9	16
	黒石市	1	2
	平川市	2	0
	藤崎町	1	3
	板柳町	0	0
	田舎館村	1	0
	西目屋村	0	1
	大鰐町	3	0
青森県内その他市町村		0	0
合 計		17	22

(資料):弘前圏域権利擁護支援センター事務局

3 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方

人口減少、少子高齢化の進展は全国的な傾向ではありますが、本町においては国の状況よりも早いペースで急速に進行しており、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで困難を抱える人の問題が顕在化しています。

こうしたなか、制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が障がいの有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら共に地域を創っていく地域共生社会の実現に向けた取組が求められています。

一方で、成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上的障がいにより判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしています。また、制度利用促進の取組は、市民後見人等地域住民の参画を得ながら、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、専門職団体、民間団体等の協働による地域連携ネットワークを通じて推進することにより、地域共生社会の実現に資することになります。

国の第二期計画では、「権利擁護支援」は、意思決定支援等による権利行使の支援、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動であると定義されました。

本町においても、権利擁護支援を地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実を図り、成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていきます。

4 計画の策定により目指す姿

(1)基本計画1 尊厳のある本人らしい生活を継続するための制度の運用

地域住民や関係機関が成年後見制度を正しく理解することができる環境を整えるとともに、権利擁護支援を必要とする人に対し、成年後見制度を含めた適切な支援に結びつけることができるような相談体制の再構築に取り組みます。

また、成年後見制度を安心かつ安全に利用できるようにするため、不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。

①成年後見制度の理解と不正防止の徹底

(ア)成年後見制度の周知及び啓発

地域住民が成年後見制度を正しく理解し、元気なうちから備えることができるよう、地域や関係機関に対して研修会等を通じて周知啓発に努めます。

(イ)不正防止のための関係機関との連携

成年後見人等の不正を未然に防止するために、権利擁護支援チームの一員として後見活動を行うことができるよう体制を整備します。

②ニーズの把握と早期発見

社会生活で大きな支障が生じないと制度利用に至らないという状況があることから、医療や介護職、金融機関などの関係機関との連携体制の構築や地域の見守りにより、地域で制度利用を必要とする人を早期に把握し、適切な支援につなげるよう努めます。

③総合的な権利擁護支援策の充実

権利擁護に関する支援の必要性を検討し、適切な制度利用につなげるため、「日常生活自立支援事業」や他の福祉サービスをはじめとした公的サービス等と連動した一体的なサービスの提供を行います。

④本人の意思決定支援

成年後見人等が制度利用者に対し、密接な身上保護を行うとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療等の公的サービスの提供がなされるよう、支援体制の構築に努めます。

⑤利用支援事業のあり方

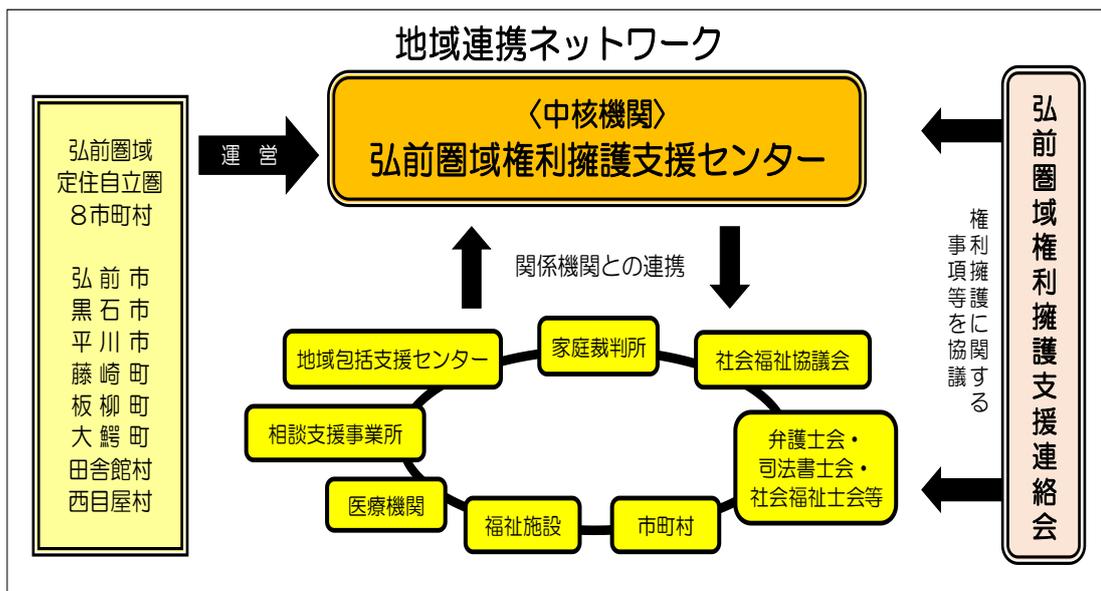
費用負担能力や身寄りのない人、長期支援が必要な人であっても、成年後見利用支援事業による申立て費用の助成や報酬助成を行うことで、誰もが安心して制度利用できるよう支援します。

また、持続可能な支援体制を築くことができるよう、本人の資力の判断基準など適切な利用支援事業のあり方を検討します。

(2)基本計画2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援に結びつけるとともに、本人の意思決定・身上保護を重視した支援を行う地域全体の仕組みの構築を目指し、どこに住んでいても同様の権利擁護支援が届くような体制を整えます。

◦地域連携ネットワークのイメージ◦



①中核機関のコーディネート機能の強化

弘前圏域権利擁護支援センターが中核機関として、地域連携ネットワークのコーディネートを担い、本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等をしつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施します。

②地域連携ネットワークの構築

(ア)権利擁護支援チームによる見守りと対応(後見人等の選任後)

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行います。

また、後見人等が選任されて後見活動が開始した場合は、後見人等も権利擁護支援チームの一員として、本人に対して適切な支援を行います。

(イ)弘前圏域権利擁護支援連絡会での連携体制の強化

制度の利用促進を総合的に推進するため、医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、当圏域事業所代表者、法人後見を実施する社会福祉協議会職員等で構成する弘前圏域権利擁護支援連絡会を設置し、関係団体との連携を強化し、各専門職団体や関係機関が自発的に協力する体制づくりを進めます。

③成年後見人等候補者の適切な推薦の実施

弘前圏域成年後見人等候補者受任調整会議において、本人の直面する財産管理や法的課題に適切に対応するとともに、本人の自己決定権を尊重し、身上に配慮した後見事務を適切に行う後見人等を候補者として推薦します。

④担い手の確保・育成等の推進

弘前圏域権利擁護支援センターにおいて、市民後見人等養成研修を実施し、圏域住民への支援の意思を持つ地域住民が、市民後見人として活動するために必要な一定の知識や心構えを習得する機会を確保します。また、市民後見人等養成研修修了者が市民後見人としての活動のほか、日常生活自立支援事業の支援員としての活動や法人後見を実施する事業者の育成についても検討を進め、成年後見制度のみならず他の権利擁護支援の担い手を確保するための環境を整備します。

⑤包括的・多層的な支援体制の構築(市町村の相談窓口強化)

弘前圏域8市町村では、地域の相談支援機関(地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉協議会等)を一次相談窓口、中核機関を二次相談窓口として、それぞれに役割を担い、相互に連携しながら、アセスメントや支援方針の決定を行うなど、地域連携ネットワーク全体のコーディネートを行っています。こうしたことから、増加傾向にある中核機関への相談支援機関の職員を対象とした研修等を実施し、一次相談窓口の強化を図ります。

第7章 大鰐町再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景と趣旨

青森県では、これまでの犯罪・非行・被害防止対策の取組と多くの人の地域活動などに取り組んでいますが、刑法犯認知件数は令和5年には4,815件と過去5年間で最多となっており、令和5年における検挙率(認知件数に占める検挙件数)は52.9%となっています。

全国的にみても、刑法犯検挙者数は減少傾向が続いていますが、再犯者数は微減にとどまり、再犯者率は上昇傾向が続いています。犯罪や非行に陥った人に対する社会復帰支援が課題の一つといえます。犯歴のある人の多くは、安定した仕事や住居がない、高齢である、障がいや依存症がある、十分な教育を受けていないなど様々な課題を抱えており、刑事手続終了後も立ち直りに向けた継続的な支援が必要となります。

こうした状況を受けて、国では、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定し、平成29年12月には「再犯防止推進計画」、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」を策定して、地方公共団体との連携強化を含む7つの重点課題の解消に向けた施策を取りまとめています。これを受けて、青森県でも令和3年6月に「青森県再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等に関する施策の成果指標・目標値を定めるとともに、目標の達成に向けた市町村との連携強化等の施策を取りまとめています。

本町においても、国や県、警察等との連携により、町民の犯罪被害を防止することを基本としつつ、更生保護関係団体や社会福祉協議会等の地域ネットワークの力を借りながら、犯歴のある人が社会復帰に向けて進んでいくための仕組みづくりの推進と、社会の構成員として受け入れられる町民理解の促進を図ることで、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、「大鰐町再犯防止推進計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

(2) 計画の位置づけ(計画の法的根拠)

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として策定するものです。

(3) 計画の期間

本計画は、「第3期大鰐町地域福祉計画」と合わせ、令和6年度から令和10年度までの5か年とします。なお、必要に応じて随時見直しを行います。

(4)計画に基づく再犯防止施策の対象者

本計画において「犯罪をした者等」とは、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年²もしくは非行少年であった者を指します。

(5)計画の策定体制

地域福祉計画策定委員会において、計画素案の検討を行いました。

◀国の再犯防止推進計画における5つの基本方針▶

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

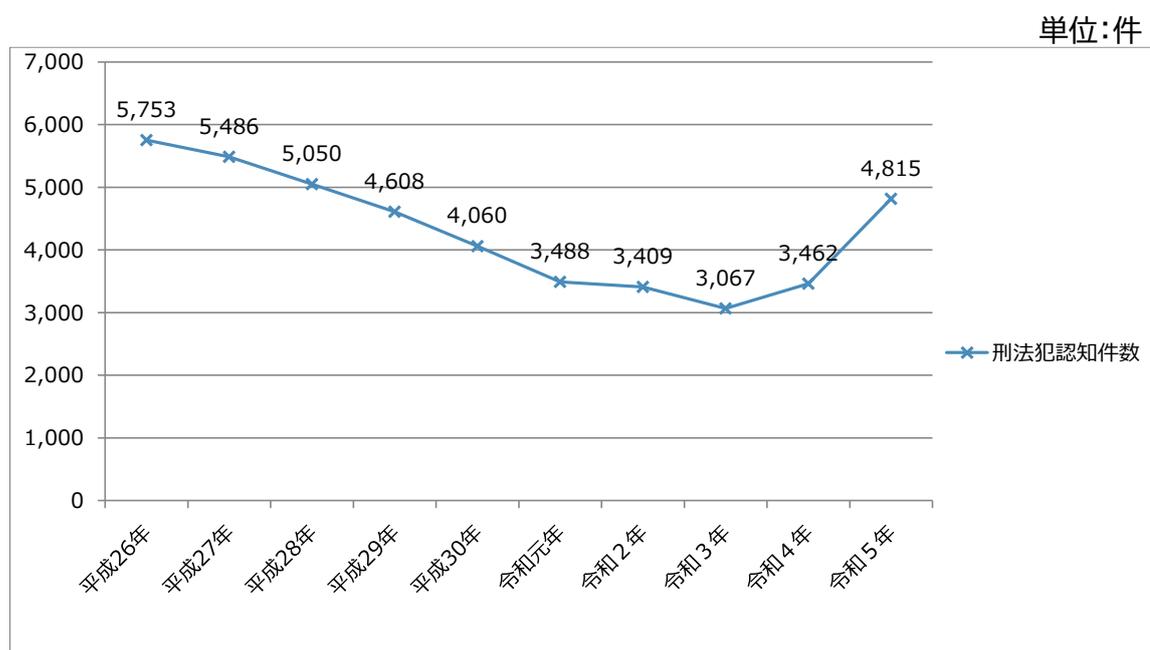
² 犯罪少年、触法少年、虞犯少年の総称。「犯罪少年」とは、犯罪行為をした14歳以上20歳未満の少年を言う。「触法少年」とは、刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年を言う。「虞犯少年」とは、一定の事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年を言う。

2 青森県・大鰐町における犯罪発生状況等

(1) 青森県内における刑法犯認知件数

青森県内における刑法犯認知件数の推移をみると、平成26年以降において減少傾向が続いていましたが、令和4年に増加に転じ、令和5年には4,815件となっています。

「刑法犯認知件数の推移」



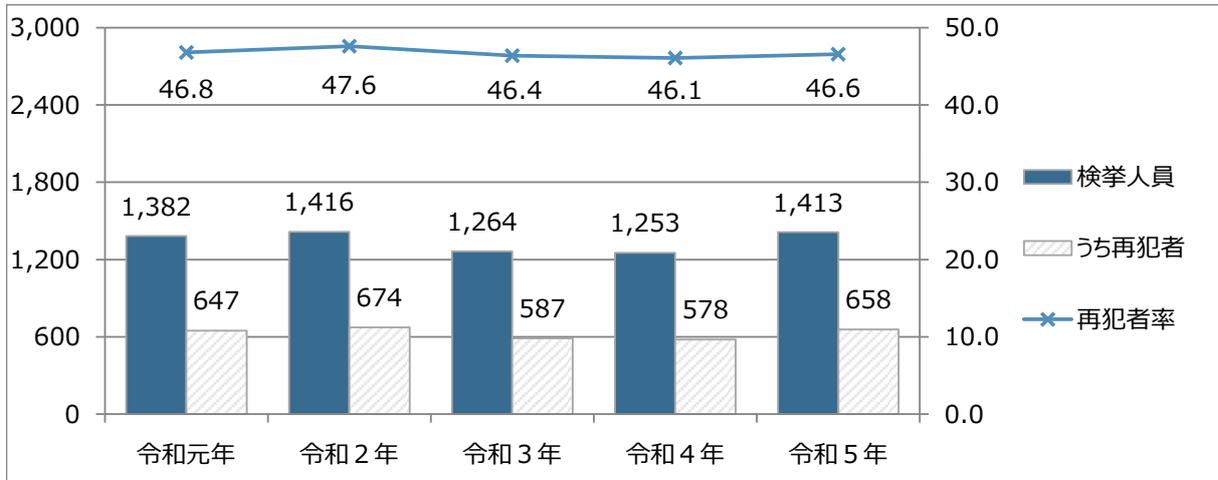
資料:市町村別の犯罪発生実態

(2) 青森県の検挙人員、再犯者数、再犯者率の推移

青森県の検挙人員、再犯者数、再犯者率の推移は次のとおりであり、再犯者率は46%前後で推移しています。

青森県の再犯者数と再犯者率の推移

単位:件



資料:青森県警察本部犯罪統計資料

(3)大鰐町における刑法犯罪の認知状況

本町における刑法犯罪の認知状況については、「窃盗犯」が大部分を占めており、刑法犯罪認知件数は、近年においては10件台で推移しています。

本町における刑法犯罪認知件数の推移

単位:件

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
刑法犯	16	17	37	17	13	14	11
凶悪犯	0	0	0	0	0	1	0
粗暴犯	2	2	2	5	0	1	4
窃盗犯	7	9	32	11	9	10	4
知能犯	1	2	1	0	1	0	1
風俗犯	0	0	0	0	0	0	2
その他	6	4	2	1	3	2	0

資料:青森県警察本部犯罪統計資料

※「凶悪犯」…殺人、強盗、放火及び強姦など。

※「粗暴犯」…傷害、暴行、脅迫、恐喝、凶器準備集合など。

※「窃盗犯」…泥棒、ひったくりなど。

※「知能犯」…詐欺、横領、偽造、洗職、背任など。

※「風俗犯」…賭博、公然猥褻、強制猥褻など。

3 基本方針

「青森県再犯防止推進計画」では、以下の6つの基本方針を掲げて取組を進めていくこととされています。

「青森県再犯防止推進計画」に掲げる基本方針

- 1 国・民間団体等との連携による支援体制の整備
- 2 就労の確保
- 3 住宅の確保
- 4 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 5 非行防止活動及び学校等と連携した修学支援
- 6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

本町においても、国や青森県、警察や民間団体等と連携しながら、町民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、基本方針を次のとおり定め、取り組めます。

「再犯防止推進計画の基本方針」

- (1)犯罪を未然に防止し、安全で安心な環境づくりの推進
- (2)福祉や教育の行き届いた環境づくりの推進
- (3)立ち直ろうとする人を支え、受け入れるまちづくりの推進

4 具体的な取組

(1)犯罪を未然に防止し、安全で安心な環境づくりの推進

日常から防犯意識を持ち、積極的なあいさつや防犯パトロールの実施など、犯罪を発生させない環境を地域住民が一体となって構築するとともに、死角のないまちづくりや地域の環境美化を進めることで、犯罪や犯罪被害のおきにくい、安全で安心な環境の実現を目指します。

「町・関係機関が行う主な取組」

施策・事業	概要	担当部署
① 防犯パトロール活動	防犯協会、通学指導員と連携し、子どもたちの登下校時の見守りや声かけ、危険箇所等の確認を行い、効果的な防犯対策を推進します。	住民生活課
② 児童・生徒の健全な育成	小中学校において、薬物乱用に伴う心身への悪影響について理解を深めるための取組を行います。 コミュニティスクール推進事業や、放課後子ども教室等を通じて、学校と地域住民が連携・協働し、子どもたちと様々な体験活動や学び等を行い、豊かな学びや育成に努めます。	学務生涯学習課
③ 地域における子育て支援サービスの充実	地域子育て支援拠点事業を充実し、子育て支援情報の提供、相談・助言の体制を整備し、ファミリーサポートセンター事業など、地域で安心して子育てできる環境づくりに努めます。	保健福祉課課
④ 教育相談の実施	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談活動等を通じて、児童生徒の内面的なケアや環境の改善や支援に向けた取組を行います。	学務生涯学習課

※犯罪をした人等に対する施策に限定せず、日常生活で支援を必要とする人への施策や、犯罪・非行を防止するための取組なども間接的に再犯防止の推進につながることから、これらも合わせて町が行う主な取組として掲載しています。

(2)福祉や教育の行き届いた環境づくりの推進

再犯率は、仕事に就いていない者、釈放後に住居が確保されていない者、高齢者が多く、刑務所に入所した者のうち約6割が高卒未満、また、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いといった統計から、刑事施設入所中・出所後の地域社会において、住居・就労の確保の支援、保健医療・福祉サービスの利用促進のための支援、学校等と連携した修学支援を行うことが、犯罪や非行をした人の再犯を防ぐために重要です。関係機関が連携し、就労・住居の確保のための取組、保健医療・福祉サービスの利用促進、非行の防止と、学校と連携した修学支援等について、実施体制の構築と強化を図ります。

また、犯罪被害者及びその遺族に対しても、多様な支援の提供を図っていきます。

「町・関係機関が行う主な取組」

施策・事業	概要	担当部署
① 生活困窮者自立支援事業 ³ による居住支援と就労支援	生活困窮者自立支援事業による支援を通じ、犯歴のある人等の生活の安定を図ります。また、公共職業安定所等と連携し、就労支援への接続と就労定着を図ります。	保健福祉課
② 地域包括支援センターの運営	総合相談事業、権利擁護事業など直接的な支援や包括的・継続的ケアマネジメント事業、介護予防ケアマネジメント事業など介護サービスに関わる間接的な支援を行います。	保健福祉課
③ 障害福祉サービスにおける就労支援	就労継続支援、就労定着支援等、障害福祉サービスの適切な利用につなげ、障がい者に対する就労機会を提供するとともに、就労定着を図ります。	保健福祉課
④ DV及び虐待事案等への対応	配偶者やパートナー等からの暴力や虐待などで悩む人の相談に対応し、それぞれのケースに対応した支援を総合的に提供します。	保健福祉課
⑤ 薬物乱用防止の啓発とアルコール等依存を有する人への支援	薬物の乱用は犯罪行為であるという理解が地域に広がるよう、関係機関と連携した広報・啓発活動を行います。また、アルコールをはじめとする依存症を乗り越えるための相談、後方支援を行います。	保健福祉課
⑥ 青森県との協力	青森県が推進する生活困窮者就労準備支援事業や生活困窮者就労訓練事業について、実施に向けた体制づくりを進めます。	保健福祉課

(3)立ち直ろうとする人を地域で支える環境づくりの推進

犯歴のある人が立ち直るには、本人のみならず、地域での受け入れが大きな役割を果たすことから、犯罪や非行に陥った人の立ち直りを見守り、受け入れる気運の醸成が不可欠です。

社会を明るくする運動などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進するとともに、更生保護の活動拠点の確保に努め、相談体制の充実を図ります。

また、保護司会、更生保護女性会、協力雇用主会、BBS会などの更生保護関係の支援者・団体の活動を支援し、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との連携を図ります。

³ 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図る事業。

「町・関係機関が行う主な取組」

施策・事業	概要	担当部署
① 社会を明るくする運動の推進と再犯防止に関する啓発	社会を明るくする運動として、7月の強調月間を主にメッセージ伝達式、啓発キャンペーン、広報誌等を活用した広報・啓発活動などを行い、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域づくりを進めます。	住民生活課
② 更生保護関係団体等との連携と活動支援	更生保護や非行防止の取組を支え、活発に活動する保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会、BBS 会等と連携した取組を国や県とも協力しながら進めます。 更生保護活動の拠点の確保に努めるとともに、更生保護に関わる人材の確保への協力や日常生活の支援に携わる民生委員等の地域関係者、社会福祉協議会等との連携強化を図ります。	住民生活課
③ 情報共有体制の構築と強化	保護観察所や警察等の関係機関や保護司会、更生保護女性会などの民間協力者等と再犯防止に関する情報を共有する場を設定し、ネットワークの強化を図ります。 また、町内の関係機関や各課との連携を進めます。	住民生活課
④ 更生保護関係団体等の活動の広報	更生保護活動を行う団体の取組や協力雇用主制度等について、広報等を活用して広く町民へ周知し、理解を深めます。	住民生活課
⑤ 人権教育・啓発	一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現のため、小中学校での男女共同参画講座や様々な学習機会を通じて、人権教育・啓発を行います。	住民生活課

5 計画の評価と進行管理

本計画は、大鰐町地域福祉計画策定委員会において決定したものであり、同委員会において、進捗管理を行います。

第8章 地域福祉の実現に向けて

1 計画の推進体制の強化・充実

地域住民の主体的な参画と福祉関係団体・事業者の協働のもと、地域での各種福祉活動や交流活動の支援などに継続的に取り組むとともに、地域住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉事業者等がそれぞれの立場や役割を果たしながら、支え合い、連携して計画を推進していきます。

(1)社会福祉協議会との連携の強化

住民へのきめ細かい福祉サービスを提供するため、社会福祉協議会を地域福祉推進の中心的な組織として位置づけ、事業運営等に対して支援し、地域の福祉活動を推進していきます。

(2)民生委員・児童委員等との連携強化

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手であり、町民とともに活動するリーダーとしての役割を担っています。それぞれの役割や特性を活かし、主体的な活動が展開されるよう、ネットワークの構築を図ります。

(3)町内会との連携強化

町内会は身近な地域において、中心となる組織です。町内会との適切な情報共有・連携を図ることで、地域住民同士の支え合いを支援していきます。

(4)団体・事業者等との連携強化

老人クラブ、婦人団体等をはじめ、地域の各種団体や住民グループ等が連携し、自主的に取り組む福祉活動の充実を図るとともに、NPOや民間企業の協力を得ながら福祉事業を推進し、地域福祉活動の拡大を図ります。

また、介護福祉サービスや障害福祉サービスを提供する事業者、医療機関等との連携を図り、町民がライフステージに応じた適切な支援を受けられるような体制づくりを進めていきます。

(5)保育園、認定こども園、学校との連携強化

町内に所在する保育園、認定こども園、小中学校やPTAの協力を得ながら地域の絆を深めるため、あいさつ運動や声かけ運動を推進するなど、連携を強化し、地域福祉活動の拡充を図ります。

2 点検及び評価体制

地域福祉計画は、地域住民や各種団体の代表者が参加した策定委員会の提言を受けながら、「みんなで支え合い、共に生きるまち 大鰐」の実現を目標として定めたものです。

この目標を達成するためには、地域住民が主体的に地域づくりに関与し、担い手となって取り組むことが必要です。長期的な視点を持って福祉分野の各個別計画の進捗状況の定期的な点検・把握を行うとともに、必要な事項の協議を行い、より効果的な取組となるよう、計画を推進していきます。

資料編

1 大鰐町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項の規定に基づく大鰐町地域福祉計画を策定するために設置する、大鰐町地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 策定委員会は、次の事務を処理する。

- (1) 大鰐町地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員12名以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 社会福祉施設の関係者
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他、町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から1年間とする。ただし、第2条に掲げる事務が終了したときは任期満了とする。

2 欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第3期大鰐町地域福祉計画
(令和6年度～令和10年度)

発行 大鰐町保健福祉課

〒038-0211

住所 青森県大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3

TEL 0172-55-6568 FAX 0172-47-6742